

# 神 戸 市 公 報

発 行 所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 戸 市 役 編集兼印 戸 市 長 刷発行人

発行日毎 火 Н 调

目	次	
冬	街	

▽神戸市職員の給与等に関する条例等の一部 を改正する条例 [行財政局給与課] 2643 ▽神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例の一部を改正する条 [行財政局財務課] 2677

#### 規 則

▽労務職員の給与等に関する規則及び神戸市 職員に対する期末手当等の支給に関する条 例施行規則の一部を改正する規則

「行財政局給与課」 2680

#### 告 示

▽放置自転車等の撤去及び保管

[建設局垂水建設事務所] 2686

▽地縁による団体の認可(小東山本町2丁目

「企画調整局参画推進課] 2687

▽放置自転車等の撤去及び保管

[建設局西部建設事務所] 2688

▽放置自転車等の撤去及び保管

2690 [建設局西建設事務所]

▽個人の市民税の控除の対象となる寄附金に 係る法人の告示事項の一部変更(学校法人

[行財政局税務部市民税課] 2691

▽個人の市民税の控除の対象となる寄附金に 係る団体の指定(NPO法人はんしん高齢 者くらしの相談室)

> [行財政局税務部市民税課] 2691

▽介護保険法に基づく指定居宅サービス等事

業者の指定 [福祉局監査指導部] 2692

▽介護保険法に基づく介護予防・日常生活支 援総合事業指定事業者の指定

▽介護保険法に基づく指定地域密着型サービ

[福祉局監査指導部] 2695

ス事業者等の指定 [福祉局監査指導部] 2697

▽介護保険法に基づく指定居宅サービス等事 業者の廃止 「福祉局監査指導部」 2698 ▽介護保険法に基づく介護予防・日常生活支 援総合事業指定事業者の廃止

> [福祉局監査指導部] 2699

▽介護保険法に基づく指定地域密着型サービ

ス事業者等の廃止 [福祉局監査指導部] 2700

▽都市公園法による公募設置等計画の認定

(東游園地) 「建設局公園部管理課」 2701

▽指定管理者の指定(相楽園ほか)

[建設局公園部管理課] 2701

▽生活保護法等による指定医療機関の指定

「福祉局保護課】 2702

▽生活保護法等による指定医療機関の事業の

[福祉局保護課] 2703

▽生活保護法等による指定医療機関の事業の

2703 卒 止 [福祉局保護課]

▽生活保護法等による指定介護機関の名称等

の変更 [福祉局保護課]

▽生活保護法等による指定介護機関の事業の

休止 [福祉局保護課] 2704

▽生活保護法等による施術者の指定

[福祉局保護課] 2705

2703

▽生活保護法等による指定施術者の事業の廃

「福祉局保護課】 2705

▽道路法による道路の区域決定及び供用開始 (市道 藤原台南町 97 号線)

「建設局道路管理課」 2706

#### 公 告

▽神戸市都市景観条例による協議の申出並び に当該申出に係る書面及び図書の写しの縦

[都市局景観政策課] 2707

▽土地改良事業の変更認可

2707 [経済観光局農政計画課]

▽神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更

2708 「経済観光局農政計画課」

▽開発行為に関する工事の完了(西区井吹台

東町7丁目) [都市局都市計画課] 2708

#### лk 道 局

▽神戸市水道局企業職員の給与に関する規程

の一部を改正する規程「水道局経営企画課】 2709 ▽神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給 に関する規程の一部を改正する規程

[水道局経営企画課] 2721

## 選挙管理委員会

▽法定連署数 [選挙管理委員会事務局] 2727

## 人事委員会

▽神戸市職員の給与等に関する条例の施行規 則の一部を改正する規則

[人事委員会事務局調査課] 2728

# 農業委員会

▽農地法第3条第2項第5号括弧書きの規定 に基づく別段の面積の決定

[農業委員会事務局] 2735

# 条 例

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 令和4年12月7日

神戸市長 久 元 喜 造

## 神戸市条例第11号

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 (職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市職員の給与等に関する条例 (昭和26年3月条例第8号) の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

																																								_
		8級	[昭]	[盤]																																				
		7級	[略]	[盤]																																				
		6級	[婦]	[월]																																				_
		5 級	給料月額	E65, 500	269, 700	271,800	273, 700	277,900	280, 100	284, 500	286, 600	288, 800	290, 900	295, 100	297, 200	299, 200	303, 600	305,800	308,000	312,500	314, 700	319,000	321, 200	323, 500	327, 900	330, 100	334, 200	336, 200	340,000	341,800	343, 700	347, 400	9, 100	350, 900	354, 400	356, 200	357,800	361,000	362, 600	364 200
		-	$\vdash$																									320, 600 336												_
改正前		4 級	額給料月額	700 251, 800			00 260,000			00 270.400		00 274,600				00 285,200			00 293, 700												00 328,500			200 338, 300			00 343,700			
		3級	頁 給料月額	208,		214,000				224, 500		228, 100	-			236,900			245, 100		251, 400			259, 600		266,000								288,	292,		296,000			
		2級	給料月額	H 170, 600	174, 200	176,000	177,600	181,200	183,000	186, 300	188, 200	190, 100	194,000	195, 900	197, 900	199,900	204, 500	206,800	208,900	212,900	214,900	218, 600	220, 500	222, 400	225, 900	227, 800	231, 300	233, 100	236, 600	238, 500	240, 300	243, 900	245, 700	247, 400	251,000	252, 600	254, 600	258, 600	260, 600	969 600
	関係)	1級	給料月額	H 147, 900	150, 100	151, 200	152, 500 153, 900	155, 200	156,600	159, 700	160, 500	161,900	165, 300	167, 200	169,000	170,600	174, 200	176,000	177,600	181, 200	183,000	186, 300	188, 200	190, 100	194, 000	195, 900	199, 900	201, 300	204, 100	205, 500	206, 800	209, 400	210, 700	211,800	214,000	215, 200	216, 400	218,600	219,500	000 006
	行政職給料表(第3条関係)	職務の級	号給	0	v 60	4 1	و ۵	7	∞ ∘	n C	11	12	13	15	16	17	19	20	21	23	24	26	27	20 8	30	31	33.	34	36	37	ж б к к	40	41				46			
	別表第1 行政職	職員の区	Ŕ	再任用職員以外の職員			<u> </u>																																	_
		8級	[曜]	[報]																																				
		7級	[曜]	[報]																																				
		6 殺	[曜]	[報]																																				_
1		5 殺	給料月額	E66, 300	270, 500	272, 600	274, 500	278, 700	280, 900	285, 100	287, 400	289, 600	291, 500	295, 300	297, 200	299, 200	303, 600	305,800	308, 000	312, 500	314, 700	319,000	321, 200	323, 500	327, 900	330, 100	334, 200	336, 200	340,000	341,800	343, 700	347, 400	349, 100	350, 900	354, 400	356, 200	357,800	361,000	362, 600	364 200
		4級	給料月額 給	253, 300 26			263, 200 27		267, 200 28			275, 600 28				285,800 28			293, 700 30		300, 200 31			308, 600 32		314, 700 33		320, 600 33			328, 500 34			336, 300 35			343, 700 35 345, 300 35		400	200
		3級 4																																						800 349
改正後		30C	給料月額	D 211, 100			00 218, 100 00 219, 800		223, 300			00 230, 400				00 239, 100			247,000		253,000			260, 700		00 266,900		273,000			00 280, 700			00 = 288,500			296, 000			
故正後			額	- = :		179,000	180, 600 182, 400	184, 200		189.300		193, 100		_		202, 900					217, 300			224, 500		229,900		235, 100			242, 100			248, 700			255, 500			
改正後		2級	頁 給料月額	173,60						006	200	200	88	170, 400	2, 100	173,600	177, 200	179,000	180,600	184, 200	186,000	189, 300	191, 200	193, 100	197,000	198,900	202, 900	204, 200	206, 800	208, 100	209, 200	211,800	213, 100	215, 300	216,300	217, 400	218,500	220, 600	221, 500	999 500
改正後	6関係)	級	給料月額 給料月額	H 151,900 173,600			156, 500	159, 200	160, 500	162.9	164, 2	165, 5	168.	17(	172,	17				_	_						_		_			_	_	_				1 (3)	-	-
改正後	行政職給料表(第3条関係)	2級	給料月額	田 151,900 153,000	154, 100	155, 200	156, 500			161,	164,	165,							21	23	24	26	27	8 0	30	31	33 65	34	36	37	æ e	40	41	42			46			C

																																														_
367, 400	370,400	371,800	373, 200	374,500	376, 500	377, 500	378, 500	379, 400	380, 300	381, 200	381,900	383 200	383, 900	384, 500	385, 100	385,800	386, 500	387, 100	388, 400	389, 100	389, 700	390, 300	391, 000	392, 300	393, 000	393, 500	394, 100	394, 700	396, 000	396, 700	397, 400	398,000	398, 600	399, 100	399, 600	400, 100	400, 000	401, 100	402 000	402, 400	402,800	403, 300	403, 700	404, 100	404, 500	404, 200
352, 300	354, 700	355, 800	356, 900	358,000	360, 300	361, 400	362, 500	363, 300	364, 100	364, 800	365, 500	366 700	367, 300	367, 900	368, 500	369, 100	369, 600	370, 100	371, 100	371,600	372, 100	372, 600	373, 100	374, 100	374, 600	375, 100	375, 500	375, 900	376, 300	377, 100	377, 500	377,900	378,300	378, 600	378, 900	370, 300	380,000	380, 300	380,700	381, 100	381, 400	381, 700	382, 100	382, 400	382, 700	383,000
307, 600						_	_	326,600	_	_	331,800					338,000				342, 300				345, 500				347, 500					349, 400		350, 000	_	350,000	_	_	351, 800	_	_			353, 100	333, 300
266, 700											290,700									308, 100																324,400				327, 000						_
222, 600 2				227,600 2				232, 400 2												244, 100 3													252,000 3			· > C		. c	. 65		6	co				_
52 2																																				944 20	20	26	00	06	100	101	102	103	104	GOI
																																														_
		_																																												_
-																																														_
																																														_
																																														_
																																														_
	0, 400	1,800	3, 200	4,500	6,500	7, 500	8, 500	9, 400	0,300	1, 200	1,900	3 200	3, 500	4,500	5, 100	2,800	6,500	7, 100	8.400	9, 100	9, 700	0,300	1,000 1,000	392, 300	3,000	3, 500	4, 100	394, 700	396, 000	6, 700	7, 400	8,000	8,600	9, 100	9,600	0, 100	1,000	1, 100	2,000	402, 400	2,800	3, 300	3, 700	404, 100	404, 500	4, 900
7, 400	372	300	006		360, 300 37				364, 100 38							369, 100 38				371,600 38									376,300 39				378, 300 39		378,900 39					381, 100 40				382, 400 40		`
300 367, 400	700	355						326,600 363								338, 000 369					100		344,300 373					_	347,900 376							350,300 378									353, 100 382	_
352,300	354,	400		7, 5	321.																																						352,	352,	353	,000
307, 600 352, 300	311, 500 354.				00	0		6,	87,5	289, 1	290, 7	294, 5																	319 900		_		322, 700			324, 400	325 400	326.0	326.5	327,000	327, 5	328,0				
267, 400 307, 600 352, 300	271.500 311.500 354.	273,600	275, 500	277,600						0	0	5 -	0			$\sim$	ರ 8	ಕ್ಷ ಕ್ಷ	5 6	ğ	90	9	207	202	, 700	248,200	248, 700	249, 100	249,600	250, 600	251,000	251, 500	252,000	, 50	8											
307, 600 352, 300	271.500 311.500 354.	273,600	275, 500							235, 100	235, 900	937,600	238, 500	239, 200	240,000	240,90	241,6	242, 400	243, 800	244, 400	244,900	245, 600	246, 200	247,	247	248	248	249	243	250	251	251	252	252	252,											_

	[報]		
		_	
	[W		
0000000000	[報]		
406,400 407,800 407,600 407,600 408,700 409,100 409,100 410,200 410,200 410,900	[場]		
384, 100 384, 400 384, 400 385, 100 385, 500 385, 500 385, 700 386, 700 386, 700	[昭]		
354, 300 354, 600 355, 000 355, 000 355, 200 355, 700 355, 900 356, 100 356, 100 356, 900 356, 900 356, 900 357, 100 357, 500 357, 500 357, 500 357, 500 357, 300 357, 300 357	358, 900 359, 100 359, 300 359, 400 359, 500 [略]		
	[		
	[ 84]		
1009 1111 1114 1117 1117 1118 1119 1119 1119 1119 1119			
	Mm	机	
	[報]	a 水	
	<b>岩</b>	龍	
	[5#]		
	[松圖]	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	[#2]	· · ·	
400 800 200 600 900 100 100 200 600 600	[#2] [#3]	· ·	
00 406, 400 00 406, 800 00 407, 200 00 407, 900 00 408, 700 00 409, 100 00 409, 400 00 409, 400 00 410, 200 10 410, 900	[#P] [#P] [#P]	· ·	
384, 100 384, 400 384, 700 385, 300 385, 500 385, 700 386, 100 386, 100 386, 700 386, 700 386, 700	[4H] [4H] [4H]		
	[4H] [4H] [4H]	· ·	
384, 100 384, 400 384, 400 385, 100 385, 300 385, 500 385, 700 386, 100 386, 100 386, 700 386, 700 386, 700	[4H] [4H] [4H]		
384, 100 384, 400 384, 400 385, 100 385, 300 385, 500 385, 700 386, 100 386, 100 386, 700 386, 700 386, 700	358,900 359,100 359,400 359,400 359,500 [原許] [解許] [解幹] [解幹]	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
384, 100 384, 400 384, 700 385, 300 385, 500 385, 700 386, 100 386, 100 386, 700 386, 700 386, 700	358,300 359,100 359,400 359,400 359,500 [解答] [解答] [解答] [解答] [解答]	(略)	

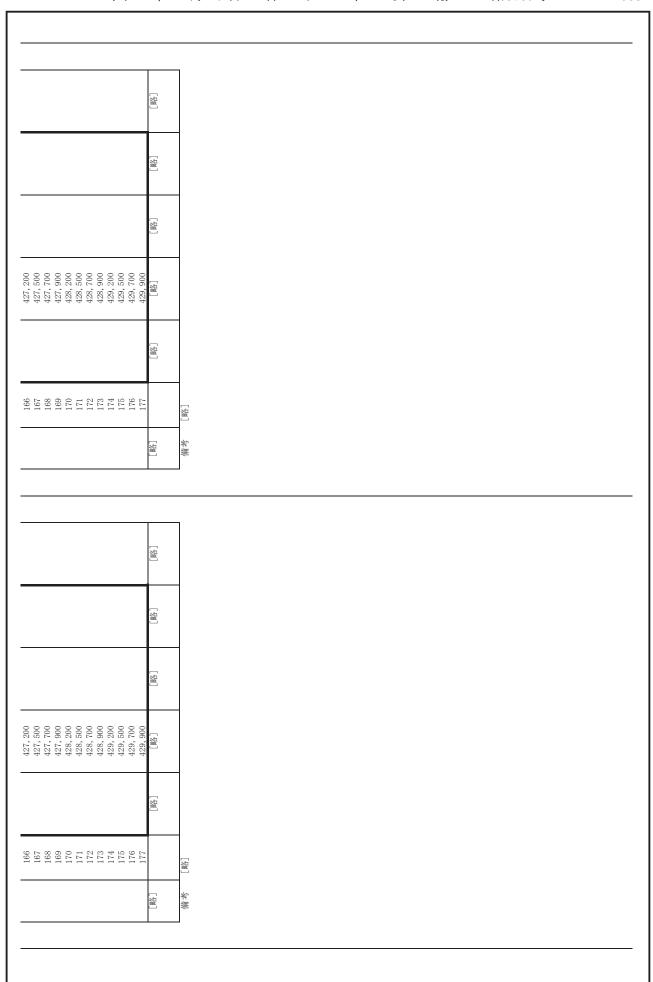
7 殺	[十]	[報]																																						
6 8	[十]	[報]																																						
5	給料月額	用 265,500	267, 600 269, 700	271,800	275, 800	277, 900	280, 100 282, 300	284, 500	286, 600	290, 800	292, 900	295, 100	299, 200	301,400	305, 800	308,000	310, 300	312, 500 314, 700	316,800	321, 200	323,500	325,600	330, 100	332, 400	334, 200	338, 100	340, 000	341,800	345,600	347, 400	350 900	352, 700	354, 400	356, 200	359, 800	361,000	362, 600	364, 200	367, 400	100
4級	給料月額	用 251,800	253,800	257, 900	262,000	264, 100	266, 200	270, 400	272, 500	276, 700	278, 900	283, 100	285, 200	287, 300	291, 500	293, 700	295, 900	300, 200	302, 300	304, 400	308, 600	310, 700	314, 700	316, 700	320,600	322, 600	324, 600	328, 500	330, 500	332, 400	336,300	338, 300	340, 200	342, 100	343, 700	346, 900	348, 400	349, 700	352, 300	,
3級	給料月額	用 208, 700	210,500	214,000	217, 400	219, 100	220, 900	224, 500	226, 300	229, 900	231, 700	235, 200	236, 900	238, 900	243, 000	245, 100	247, 200	249, 300 251, 400	253, 400	255, 400	259,600	261, 700	266,000	268, 100	270, 200	274, 200	276, 200	280, 200	282, 200	284, 200	286, 200	290, 200	292, 100	294, 000	296,000	299, 900	301,800	303,800	307,600	200
2 級	給料月額	用 177,600	179, 400 181, 200	183,000	184, 600	188, 200	190, 100 192, 000	194,000	195, 900	199, 900	202, 200	206,800	208, 900	210,900	214, 900	216, 700	218, 600	222, 400	224,000	225, 900	229, 700	231, 300	234, 900	236, 600	238, 500	242, 100	243,900	245, 700	249, 200	251,000	252, 600	256, 600	258, 600	260, 600	262, 600	266, 700	268,800	270,800	274,800	7,000
1級	給料月額	用 157, 700	159, 100 160, 500	161,900	165, 300	167, 200	169, 000 170, 600	172, 400	174, 200	177, 600	179, 400	183,000	184,600	186, 300	190, 100	192, 000	194, 000	195, 900	199, 900	202, 200	206, 800	208, 900	212, 900	214, 900	216, 700	220, 500	222, 400	225, 900	227, 800	229, 700	231, 300	234, 900	236, 600	238, 500	240, 300	243,900	245, 700	247, 400	251,000	1,000
別表第2 消防職給料表(第3条関係) 職員の区 機務の 1	2000年	-	03 63	4 1	n 9	7	ж ст.	10	11	13	14	15	17	18	20	21	22	24	25	26	28	29	31	32	33	35	36	- oc	39	40	41	43	44	45	46	4.4	49	20	52	1
7級	[報]	[盤]																																						
	[十]	[報]																																						
9	給料月額	用 266,300	268, 400 270, 500	272, 600	276, 600	278, 700	280, 900 283, 100	285, 300	287, 400	291, 500	293, 400	295, 300	299, 200	301, 400	305, 800	308,000	310,300	314, 700	316,800	319,000	323, 500	325,600	330, 100	332, 400	334, 200	338, 100	340, 000	341,800 343.700	345, 600	347, 400	349, 100 350 900	352, 700	354, 400	356, 200	359, 800	361,000	362, 600	364, 200	367, 400	000,000
5級 6	然		88	259, 300	263, 200	265, 200	267, 200	271, 400	273, 500	277, 500	279, 600	283,800	285,800	287, 700	291, 500	293, 700	295, 900	300, 200	302, 300	304, 400	308, 600	310, 700	314, 700	316, 700	320,600	322, 600	324, 600	328, 500	330, 500	332, 400	336, 300	338, 300	340, 200	342, 100	343, 700	346, 900	348, 400	349, 700	352, 300	200
袋	給料月額	E53, 300	255,300	259	1 (1)	20.5	21 6				0.0			9 9	3 0	000	000	253,000	254,900	256, 800	260, 700	262,800	266, 900	269,000	271,000	275,000	277,000	280.700	282, 600	284, 500	286, 500	290, 400	292, 100	294, 000	296,000	299, 900	301,800	303,800	307, 600	000,000
5 後	額	3 253, 300	212, 900 255, 3 214, 700 257, 3				223, 300 2 2 225, 100 2	226, 900	228, 700	232, 100	233, 900	237, 400	239, 100	241,000	245,000	247, 000	249,000	253,	254	2 2	23						0 0		_							_				
4級 5級	額 給料月額	3 253, 300		216, 400	219, 800	221, 500			198, 900 228, 700		205, 200 233, 900			213, 700 241, 00			220, 900 249,			228, 100 25		233, 300	236,900	238,600	240,300	243, 800	245, 500	247, 100	250, 300	251,900	253, 500	257, 500	259, 500	261, 400	263, 400	267, 400	269, 500	271, 500	275, 500	000,000
後 2後 3卷 4幾 D後	給料月額 給料月額	9 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	212, 900	186,000 216,400	189, 300 219, 800	191, 200 221, 500	223, 300	197, 000		202, 900	205, 200		211,900		217, 300	219, 100	220, 900		226, 200		231, 700							228, 200 247, 10 228, 100 248, 70		_	233, 300 253, 500				242, 100 263, 400 243, 800 265, 400				251,900 275,500	
2級 3級 4級 5級	号給 給料月額 給料月額 給料月額 給料月額	田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	182, 400 212, 900 184, 200 214, 700	165, 500 186, 000 216, 400	168,700 189,300 219,800	170,400 191,200 221,500	172, 100 193, 100 223, 300 173, 600 195, 000 225, 100	175, 400 197, 000	177, 200 198, 900	202, 300	182, 400 205, 200	186,000 209,800	187, 600 211, 900	213, 700	193, 100 217, 300	195,000 219,100	197,000 220,900	200, 900 224, 500	202, 900 226, 200	228, 100	209, 800 231, 700	211, 900 233, 300	215, 500	217, 300		222, 700	224, 500	228, 200	229, 900	231, 700	233, 300		238, 600	240, 300		245, 500	247, 100		251, 900	00000

371,800	373 200	374 500	275 500	376 500	377 500	378 500	010,000	350,300	200, 200	381, 200	381,900	382, 500	383, 200	383, 900	384, 500	385, 100	385,800	387 100	387, 700	388, 400	389, 100	389, 700	390, 300	391,000	391, 600	392, 300	393,000	394, 100	394, 700	395, 300	396,000	396, 700	397, 400	398,000	399,600	399, 600	400, 100	400,600	401, 100	401, 600	402, 000	402, 400	402,800	403, 500	404, 100	404, 500	404, 900	405, 300	100
355, 800	356 900	358 000	250,000	360,200	361 400	362 500	202, 200	263, 200	564, 100	364, 800	365, 500	366, 100	366, 700	367, 300	367, 900	368, 500	369, 100	370,100	370, 600	371, 100	371,600	372, 100	372,600	373, 100	373,600	374, 100	375 100	375, 500	375, 900	376, 300	376, 700	377, 100	377, 500	377,900	378 600	378,900	379,300	379,700	380,000	380, 300	380, 700	381, 100	381, 400	389 100	382, 400	382, 700	383,000	383, 300	1000
313, 400	315 300	317 200	210 100	321,000	322 900	324 800	924, 600	320, 600	526, 400	330, 100	331,800	332, 900	334,000	335, 100	336, 200	337, 100	338,000	339,700	340, 600	341,500	342, 300	343, 100	343,700	344, 300	344,900	345, 500	346,000	347,000	347,500	347, 900	348, 200	348, 500	348, 800	349, 100	349, 400	350, 000	350, 300	350, 600	350, 900	351, 200	351, 500	351, 800	352, 100	352, 600	352, 900	353, 100	353, 300	353, 600	THE PARTY
279, 700	281 100	989 300	202, 200	285,000	286,000	287, 500	201, 300	200, 300	290, 200	291, 700	292, 800	294, 100	295, 400	296, 700	297, 900	298, 900	200, 900	301, 700	302, 600	303, 500	304, 400	305,000	305, 700	306, 400	307, 100	307, 700	308, 300	309, 500	310,000	310,500	311,000	311,400	312,000	312, 500	313,500	314, 000													
254, 800	255 900	252,000	250,000	259,000	260,000	260, 400	200, 300	261, 700	202, 000	263, 400	264, 200	265,000	265,800	266, 600	267, 300	267, 800	268, 400	269,500	270,000	270,500	271,000	271, 400	271,900	272, 400	272,900	273, 200	274 100	274, 600	275,000	275, 500	276,000	276,500	276,800	277, 300	278 300	278,600													
22	9 4	2 0	- 0	000	9	8 5	100	70	93	64	65	99	29	89	69	2.2	7.0	73	74	7.5	92	7.7	78	46	80	81	7 00	8 8	85	98	87	88	68	06 7	91	93	94	98	96	97	86 6	66	001	101	103	104	105	106	7.171
																																										_							
371,800	373 200	374 500	27E 500	376 500	377 500	378 500	010,000	319, 400	200, 200	381, 200	381, 900	382, 500	383, 200	383, 900	384, 500	385, 100	385,800	387 100	387, 700	388, 400	389, 100	389, 700	390, 300	391,000	391,600	392, 300	393,000	394, 100	394, 700	395, 300	396,000	396, 700	397, 400	398, 000	398, 600	399, 600	400, 100	400,600	401,100	401, 600	402,000	402, 400	402,800	405, 500	404, 100	404, 500	404, 900	405,300	100 VIII
355, 800	356 900	358,000	350,000	360,200	361 400	362 500	202, 200	364 100	554, 100	364,800	365, 500	366, 100	366, 700	367, 300	367, 900	368, 500	369, I00	370 100	370, 600	371, 100	371,600	372, 100	372,600	373, 100	373,600	374, 100	375 100	375, 500	375,900	376, 300	376, 700	377, 100	377,500	377,900	378 600	378,900	379,300	379, 700	380,000	380, 300	380, 700	381, 100	381,400	382, 700	382, 400	382, 700	383,000	383, 300	- COC - XX
313,400	315 300	317 200	210 100	351 000	322 900	324 800	324, 300	326, 600	326, 400	330, 100	331,800	332, 900	334,000	335, 100	336, 200	337, 100	338,000	339,700	340, 600	341, 500	342, 300	343, 100	343, 700	344, 300	344, 900	345, 500	346,000	347,000	347,500	347,900	348, 200	348, 500	348,800	349, 100	349,400	350,000	350, 300	350, 600	350, 900	351, 200	351, 500	351,800	352, 100	352, 600	352, 900	353, 100	353, 300	353,600	1000 242
280, 200	281 500	282,282	202, 100	286,300	286, 400	287, 500	200, 200	200, 300	290, 200	291, 700	292, 800	294, 100	295, 400	296, 700	297, 900	298, 900	299, 900	301, 700	302, 600	303, 500	304, 400	305,000	305, 700	306, 400	307, 100	307, 700	308, 300	309, 500	310,000	310, 500	311,000	311, 400	312,000	312, 500	313,500	314,000													-
700	256,800	257,800	250,000	250,000	260,800	261,600	201,000	262, 400	203, 200	264, 100	264, 900	265,600	266, 300	267,000	267, 700	268, 100	268,600	269,000	270,000	270,500	271,000	271, 400	271,900	272, 400	272,900	273, 200	274 100	274, 600	275,000	275, 500	276,000	276, 500	276,800	277, 300	278 300	278,600													
255.																																			91							Т							

	[報]			
	[帰]	-		
407, 200 407, 600 407, 900 408, 300 408, 100 409, 400 410, 200 410, 600 410, 900	[知]			
384, 700 384, 900 385, 300 385, 500 385, 900 386, 100 386, 100 386, 700 386, 700	[知]			
354, 800 355, 200 355, 200 355, 500 355, 700 356, 300 356, 300 356, 500 356, 500 357, 100 357, 100 357, 100 357, 100 357, 100 357, 100 357, 200 357, 200 357, 300 357, 300 358, 800	359, 100 359, 300 359, 400 359, 500 [唐各]			
	[ 8相]			
	[婦]	-		
111 112 113 115 116 117 118 118 118 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 133	134 135 136 137	[ 曜]		
		<b></b>		
	[報]	無		
	[規]	_		
407. 200 407. 200 407. 900 408. 300 409. 100 409. 800 410. 200 410. 900		_		
	[長祖] [長祖]	_		
384, 700 384, 900 385, 100 385, 500 385, 500 386, 100 386, 100 386, 700 386, 700	[88] [88] [80]	_		
384, 700 384, 900 385, 100 385, 500 385, 500 386, 100 386, 100 386, 700 386, 700	[88] [88] [88]	_		
384, 700 384, 900 385, 100 385, 500 385, 500 386, 100 386, 100 386, 700 386, 700	359, 100 359, 300 359, 400 359, 500 [ [ 解 ] [ 解 ] [ 解 ] [ 解 ] [ 解 ]	_		
111   354,800   384,700   407,200   355,200   384,900   407,000   355,200   384,900   407,900   355,200   385,300   408,300   407,900   355,500   385,300   408,700   355,000   385,900   409,400   355,000   385,900   409,400   355,000   385,000   409,400   355,000   385,000   410,200   325,500   325,900   386,700   410,200   325,900   386,700   410,200   325,900   386,700   410,900   325,900	100   359,100   359,300   359,400   359,500   359,500   359,500   166] [ [	_		

		5	[報]	[HM]																																	
		4 級	給料月額	310,700	313,500	318,900	321,600	324,000	326, 400 328, 700	331,000	333, 300	337,800	339, 900	344, 600	346, 900	349, 200 351, 500	353, 700	355, 900 357, 800	359, 800	361, 700 363, 700	365, 600 367, 700	369, 600	371,700	375, 400	377, 400	379, 400 381, 200	383, 200	387, 100	388, 800	390, 700 392, 500	394, 300	396, 100	399, 800	401,700	403, 400	405, 200 407, 100	408, 900
		3 後	給料月額四	270,000	272,700	278.000	280,600	283, 300	286, 000 288, 600	291, 200	293, 900	299, 200	301,800	306, 700	309, 200	314, 200	316, 700	319, 200 321, 700	324, 200	325, 700 329, 200	331,600	336, 400	338, 700	343, 200	345, 300	349, 500	351,600	355, 700	357, 700	359, 600 361, 600	363, 600	365, 600	369, 600	371,600	373, 600	377, 400	379, 300
		2	給料月額	178,300	180, 100	183,800	185,600	187, 500	189, 400 191, 300	193, 200	195, 200	199, 200	201, 100	205, 200	207, 200	209, 200 211, 100	213,000	215,000 216,800	218, 900	221, 000 223, 100	225, 200	229, 400	231, 500	236, 100	238, 700	243, 700	246, 100	251, 200	253, 600	258, 700	261, 200	263, 600	268, 500	270, 900	273, 300	277, 700	279, 900
9(米)		1 級	給料月額	143,300	144,400	146.600	147,800	149,200	152,000	153,300	154, 700	157, 500	158,800	162,000	163, 600	165, 200 166, 900	168, 600	170, 300	173, 700	177, 400	179, 200	182, 900	184, 700	188, 500	190, 400	192, 300 194, 200	196, 000	199, 800	201, 700	205, 500	207, 400	209, 200	213, 200	215, 200	217,000	221, 200	223, 300
<del>(K</del>	(	職務の	岩絲	1	2 6	0 4	2	9 1	~ ∞	6	10	12	13	15	16	18	19	20	22	23	25	27	28	30	31	33 8	34	36	37	39	40	41	43	44	45	46	48
別表第3 教育職給料表(第3ア [略]	→表(;	職員の区	万百年田聯	は日子氏質量の外の	搬運																																
別表第3 教育職給料表(第3ア [略]	教育職給料表(	_	[略] 初 [版]		横員																																
別表第3 教育職給朴表 (第3 ア [略]	教育職給料表(	後の展員の区	[略]		314, 400 職員 17 100	319, 800	322, 500	324, 900	327, 300 329, 600	331, 800	333, 800 335, 800	337, 800	339, 900	344, 600	346, 900	349, 200 351, 500	353, 700	355, 900 357, 800	359, 800	361, 700 363, 700	365, 600 367, 700	369, 600	371, 700 373, 400	375, 400	377, 400	379, 400 381, 200	383, 200	387, 100	388,800	390, 700 392, 500	394, 300	396, 100	399, 800	401,700	403, 400	405, 200 407, 100	408, 900
別表第3   数骨糠給料表(第3	教育職給料表(	5 後 職員の区	給料月額 [略]	311,600		300			281, 900 290, 400 329, 600		295, 400 333, 800 297, 900 335, 800		302, 900 339, 900			312, 600 349, 200 315, 100 351, 500		320, 100 355, 900 322, 500 357, 800		321, 000 329, 200 363, 700	331, 600 365, 600 334, 000 367, 700		338, 700 371, 700 341, 000 373, 400		345, 300 377, 400		351,600 383,200 353,700 305,100		357,700 388,800			365, 600 396, 100			373, 600 403, 400		
	教育職給料表(	4 級 5 総 職員の区	給料月額 給料月額 [略] mk] m [mk]	272, 400 311, 600	100 314, 400 200 317, 100	280, 300	282, 900	285, 400		292, 800		300, 400		307, 700	310, 100		317, 600		324, 800			336, 400		343, 200		349, 500		355, 700		361,600	363,600		369, 600	371,600		377, 400	379, 300
別表第3 教育職給料表(第3条関係) ア [略] ア [略]	教育職給料表(	3級   4級   5級   職員の区	給料月額 給料月額 給料月額 [略] m m	181,700 272,400 311,600	275, 100 314, 400 277, 700 317, 100	187, 200 280, 300	189, 000 282, 900	190, 900 285, 400	192, 800 287, 900 194, 700 290, 400	196, 600 292, 800	295, 400	202, 600 300, 400	302, 900	208, 600 307, 700	210, 600 310, 100	212, 600 214, 400 315, 100	216, 200 317, 600	320, 100 322, 500	221, 700 324, 800	223, 800 327, 000 225, 900 329, 200	331, 600	232, 200 336, 400	338, 700	238, 900 343, 200	345, 300	245, 900 347, 400 246, 300 349, 500	351,600	253,600 355,700	357, 700	258, 500 359, 600 261, 000 361, 600	263, 500 363, 600	365,600	270,700 369,600	273,100 371,600	275,500 373,600	377, 400	281, 800 379, 300

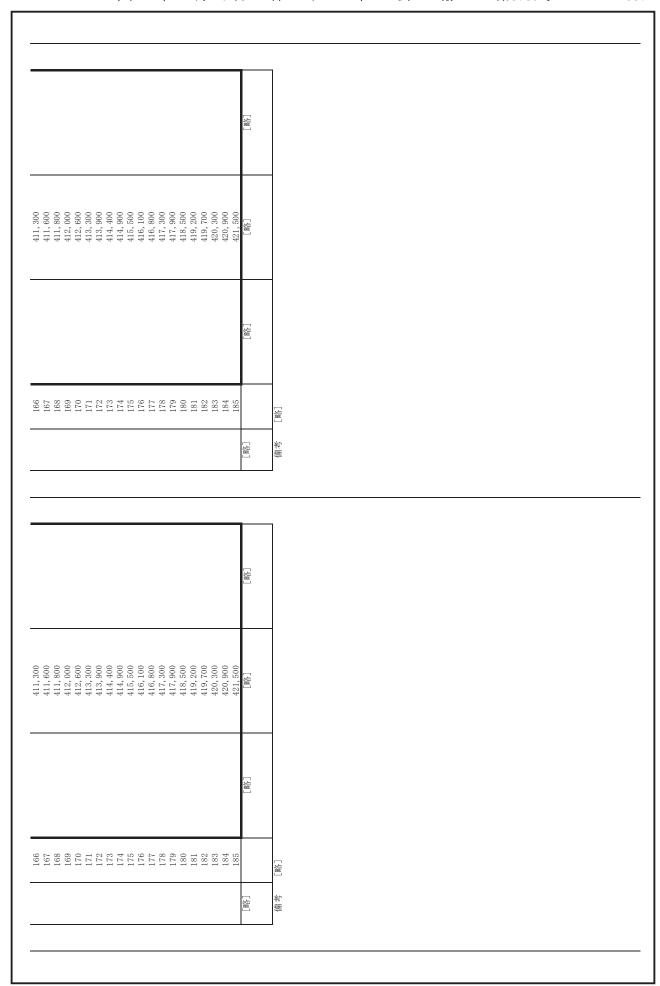
1414, 0000  $\begin{array}{c} 3.38\\$ 287, 2887, 2887, 28990, 2899, 2899, 2899, 2899, 2899, 2899, 2899, 2899, 2899, 2899, 2899, 28990, 28990, 28990, 28990, 28990, 28990, 28990, 28990, 2899 9999 9400 4400 4400 4600 2888, 2299, 



ウ 教育職給料表(3) 職員の区 N 職務の	_		東京外の																																		
ウ 教育職給料表(3) 職員の区 N 職務の	_		東京外の職員																																		
教育職給料表(職員の区	_		東京学の																																		
教育職給料表(職員の区	_		買以外の職員																																		_
教育職給料表(職員の区	_		員以外の職員																																		
教育職給料表(職員の区	_	再任用職員に対象	買以外の				_																														_
教育職給料表(職員の区	_	再任用職員に対象																																			_
教育職給料表(職員の区	农	再任用職員の対象		79, 900	82, 400	.84, 8UU	87, 300	.89, 800 .03 300	92,300	97, 200	99, 700 02, 200	.04, 700	07, 100	12,000	114, 400	118, 600	20, 700 22, 600	24, 600 28, 600	128, 600 128, 600	32, 500	34, 500	38, 100	40,000	44,000	146,000	48, 000 49, 800	151,800	153,700 FE 500	57.300	59, 100	(61,000	62, 700 64, 400	166, 200	67, 500	770,800	372, 500	374, 100
ウ 教育職給料表 職員の区	_	再任用職員の対象		279, 900	282, 400	284,800	287, 300	289, 800	292, 300 294, 700	297, 200	299, 700 302, 200	304,700	307, 100	312,000	314, 400	318, 600	320, 700 322, 600	324, 600 326, 600	328, 600	332, 500	334, 500	338, 100	340,000 342,000	344,000	346,000	348, 000 349, 800	351, 800	353,700	357.300	359, 100	361,000	362, 700 364. 400	366, 200	367, 500	303, 100 370, 800	372, 500	374, 100
ウ 教育職給料表 職員の区	农	田 再任用職 自己通過		279, 900	282, 400	284, 800	287, 300	289, 800	292,300 294,700	297, 200	299, 700 302, 200	304, 700	307, 100 309 500	312, 000	314, 400 316, 500	313, 600	320, 700	324, 600 326, 600	328,600	332, 500	334, 500 336, 300	338, 100	340, 000 342, 000	344,000	346,000	348, 000 349, 800	351, 800	353,700	357, 300	359, 100	361,000	362, 700 364, 400	366, 200	367, 500 369, 100	370, 800	372, 500	374, 100
ウ 教育職給料表 職員の区	农	田 再任用職 三二、 300 日	275, 100 277, 500																																		
→ 教育職給料表 3 級 職員の区 職員の区	月額給料月額	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	275, 100 277, 500																																		
ウ 教育職給料表 職員の区	农	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	275, 100 277, 500										187, 800 307, 100 189, 600 309, 500		193, 200 314, 400 195, 100 316, 500		198, 900 320, 700 200, 900 322, 600									226, 800 348, 000 228, 900 349, 800						242, 100 362, 700 243, 900 364, 400					254, 500 374, 100
→ 教育職給料表 3 級 職員の区 職員の区	月額給料月額	田 再任用職 三 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	275, 100 277, 500																																		
→ 教育職給料表 3 級 職員の区 職員の区	月額給料月額	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	164, 400 275, 100 166, 200 277, 500	168,000	169, 800	171, 400		175, 200	178, 900	180, 600	182, 400 184, 200	186, 100		191, 400		195, 100		202,900	206, 900	210, 800		216, 600		222, 700		226, 800	231, 000		236. 700	238, 600	240, 300		245,700	247, 300	243, 100	252,700	

377,500	379, 100	380,800	384, 100	385,800	387, 400	389, 100	390, 800	392, 300	394,100	397, 300	399, 000	400, 700	401,900	403, 300	404, 600	406, 100	407, 500	408, 900	410,300	411, 500	412,600	413,700	415, 600	416, 500	417, 400	418, 200	418,700	419,300	420,500	420,900	421,400	421,900	422, 400	422, 700	423, 500	423, 900	424, 300	424, 700	425, 100	425, 500	426, 100	426, 300	426, 600	427,000	427, 300	427, 600	427, 900	428. 800	1700,000
256, 800	259,000	261, 400	265, 700	267, 800	269, 800	272, 400	275,000	280, 200	283, 200	285, 400	288, 200	290, 900	293, 800	296, 500	299, 300	302, 100	304, 400	306, 900	309, 100	311, 100	315 500	317 600	319, 600	321, 800	323, 900	325, 900	327, 900	329, 900	333, 800	335, 800	337,800	339, 600	341, 500	345 300	347,100	348,900	350, 600	352, 400	354, 100	355, 800	350 100	360, 800	362, 500	364, 100	365, 700	367, 400	369, 100	372, 300	010,000
226, 400	228, 100	229, 600	232, 600	234, 100	235, 400	236, 900	238, 300	23, 600	241, 100	243. 700	244, 900	246, 100	247, 400	248, 600	249, 800	251,000	252, 200	253, 400	254,600	255,800	251,400	250, 700	260, 100	263,000	264, 300	265, 700	266, 900	268,000	270, 500	271,800	273,000	274, 100	275, 300	277 300	278 300	279, 300	280,000	281,000	281, 900	282, 900	984 600	285.500	286, 300	286,900	287,600	288, 400	289, 200	290, 000	001,007
51	52	503	55	99	22	80.00	69	00	10	63	64	9	99	19	89	69	70	71	7.2	7.3	4,	92	27	78	62	80	81	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	84	85	98	87	∞ c	68	90	92	93	94	96	96	- 80	000	100	101	102	103	104	106	70.7
377, 500	379, 100	380,800	384, 100	385, 800	387, 400	389, 100	390, 800	392, 300	304,100	397, 300	399, 000	400,700	401,900	403, 300	404, 600	406, 100	407, 500	408, 900	410, 300	411,500	412, 800	413,700	415. 600	416, 500	417, 400	418, 200	418, 700	419, 300	420, 500	420, 900	421, 400	421, 900	422, 400	422,700	423, 100	423,900	424,300	424,700	425,100	425, 500	460, 100 496, 000	426, 000	426, 600	427,000	427, 300	427, 600	427, 900	428, 800	770, 00U
258, 900	261, 100	263, 300	267, 300	269, 400	271, 400	273, 900	2.76, 400	281 200	281, 200	286, 400	289, 100	291, 800	294, 500	297, 200	299, 900	302, 500	304,800	307,000	309, 100	311, 100	315,500	317,600	319, 600	321,800	323, 900	325, 900	327, 900	329,900	333, 800	335, 800	337,800	339, 600	341, 500	345, 400	347 100	348, 900	350, 600	352, 400	354, 100	355,800	359 100	360, 800	362, 500	364, 100	365, 700	367, 400	369, 100	372, 300	017,000
229,000	230, 600	232, 100	235, 100	236, 500	237,800	239, 200	240, 600	242,000	244, 500	245, 700	246,900	248, 100	249, 200	250, 300	251, 400	252, 500	253, 600	254, 700	255, 800	256, 800	250, 200	261 000	262, 500	263,800	265, 100	266, 400	267, 600	268,800	271,200	272, 500	273, 500	274,600	275, 600	277 500	278, 500	279, 300	280,000	281,000	281, 900	282, 900	283, 100	285.500	286, 300	286, 900	287, 600	288, 400	289, 200	290, 700	001,007
51	52	53	22.7	26	57	28	59	00	63	7 69	64	65	99	29	89	69	7.0	71	7.5	5,1	75	67	2.2	- 82	62	80	81	Z 68	84	85	98	87	88 8	800	90	92	93	94	92	96	00	00	100	101	102	103	104	901	007

126 127 128 138 138 138 138 138 138 138 140 140 141 144 145 146 146 146 146 147 148 148 149 149 160 160 160 161 161 162	275, 400         430, 100         109         222, 200           276, 400         430, 700         110         222, 200           277, 300         431, 400         111         223, 700           277, 300         431, 400         111         223, 700           277, 300         433, 700         111         223, 700           278, 100         434, 700         111         223, 700           278, 100         434, 700         111         223, 700           278, 100         434, 700         111         223, 700           278, 100         434, 700         111         226, 700           278, 100         434, 700         111         226, 700           278, 100         434, 700         111         226, 700           278, 100         434, 700         111         226, 700           278, 100         434, 700         111         226, 700           278, 100         434, 700         112         226, 700           278, 100         434, 700         113         226, 700           278, 100         434, 700         113         226, 700           278, 100         434, 700         114         434           278, 100	JJ00	7144十14月	20 D 14 F		( 第3703万
127 128 129 133 133 133 134 143 144 144 144 145 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146	200,000 5775,400 5775					
126 128 129 133 133 133 134 141 143 144 144 144 144	292, 500	430, 100 430, 700 431, 400 432, 100 432, 800 433, 300 434, 000	434,700 435,400 436,700 437,400 437,400 438,100			
	225, 500 275, 400 433, 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	375, 400 376, 800 378, 300 379, 700 381, 200 382, 700 384, 100	385, 500 388, 500 388, 200 389, 600 399, 300 392, 200 393, 200	393,900 394,500 395,100 396,600 396,600 397,400 397,400 399,700 399,700	400, 800 401, 400 402, 000 402, 400 402, 800 403, 200 403, 600 404, 000 404, 800	405, 200 406, 600 406, 400 406, 800 407, 200 407, 200 408, 300 408, 900 408, 900 409, 500 409, 500 410, 100 410, 400
	292, 000 292, 500 293, 100 293, 100 293, 100 293, 100 294, 300 294, 300 296, 300 296, 300 296, 700 296, 700 298, 900 298	292, 000 292, 500 293, 100 294, 700 294, 600 295, 200	295, 800 296, 700 297, 300 297, 800 298, 300 298, 700			
393, 900 394, 500 395, 600 395, 600 396, 300 397, 900 397, 900 399, 100 399, 100 399, 100 399, 100 399, 100 400, 800 402, 000 403, 600 404, 400 405, 200 406, 400 406, 800 406, 900 406, 900 406, 900 408, 600 408, 600 409, 200 409, 200 410, 100 410, 700	292, 500 293, 100 294, 300 294, 300 294, 300 294, 300 294, 300 294, 300 295, 800 295, 800 296, 700 296, 700 297, 800 298, 700 298, 700 298, 700 298, 700 298, 700 298, 700 298, 700 298, 700 298, 800 298	108 109 111 111 113 114	115 116 117 119 120 121 122 123	126 127 129 130 131 132 134 136 136 137	138 139 140 141 142 142 144 145 146	148 149 150 151 152 153 156 156 158 160 161 161
393, 900 394, 500 395, 100 395, 600 396, 300 397, 400 399, 100 399, 100 399, 100 399, 100 399, 100 400, 800 401, 400 402, 800 403, 600 404, 400 404, 800 406, 600 406, 600 406, 800 406, 900 406, 900 408, 900 408, 900 409, 200 409, 200 410, 100 410, 700	292, 000 293, 100 293, 100 294, 300 294, 300 295, 200 296, 300 296, 300 297, 300 297, 300 298, 300 298, 300					
383, 900 384, 500 385, 100 385, 600 386, 300 386, 300 387, 900 389, 700 400, 200 402, 000 402, 000 403, 200 404, 800 404, 800 404, 800 405, 200 406, 600 406, 800 408, 800 408, 900 408, 900 408, 900 409, 200 409, 200 410, 100 410, 700	292, 500 293, 100 294, 300 294, 300 294, 300 294, 300 294, 300 294, 300 295, 800 295, 800 296, 700 296, 700 297, 800 298, 700 298, 700 298, 700 298, 700 298, 700 298, 700 298, 700 298, 700 298, 800 298					
393, 900 394, 500 395, 600 396, 300 396, 300 397, 900 397, 900 399, 100 399, 100 399, 100 400, 200 400, 200 401, 400 402, 800 404, 400 406, 600 406, 600 406, 600 406, 600 406, 800 406, 800	292, 000 293, 700 293, 700 294, 300 294, 300 296, 300 296, 300 297, 300 297, 300 298, 300 298, 300 298, 300	430, 100 430, 700 431, 400 432, 100 432, 800 433, 300 434, 000	434,700 435,400 436,000 436,700 437,400 438,700			
9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	292, 000 293, 500 294, 500 294, 500 295, 200 296, 300 296, 300 297, 300 297, 300 298, 300 298, 300	5, 400 3, 800 9, 700 1, 200 1, 100	5,500 7,200 7,200 7,200 7,300 7,300 7,300 7,300	3, 900 1, 500 5, 100 5, 600 7, 400 7, 400 7, 400 8, 500 9, 700 9, 700	), 800 (1, 400 (2, 400 (2, 400 (3, 200 (3, 200 (4, 400 (4, 400 (1, 800	5, 500 5, 600 600 7, 200 7, 200 7, 600 8, 300 9, 200 9, 20
		377	X X X X X X X X X X X X X X X X X X X	4 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 5 6 6 6 6 6 6	4 4 4 0 0 4 4 4 0 0 4 4 4 0 0 4 4 4 0 0 0 4 4 0 0 0 4 4 0	4 000 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
	0.000 0.0000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.0000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.0000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.0000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.0000 0.000 0.00000 0.0000 0.0000 0.0000 0.0000 0.0000 0.0000 0.0	292, 000 292, 500 293, 100 293, 700 294, 300 294, 600	295, 800 296, 300 296, 700 297, 800 298, 300 298, 700			
126 127 127 128 130 131 133 134 135 137 138 139 139 144 144 144 145 146 147 148 149 150 151 151 161 161 162 163		108 109 111 112 113	115 116 1118 1119 120 121 122 123	126 129 129 130 131 131 132 133 134 135 136	138 139 140 141 142 143 144 145	148 149 150 151 153 153 154 156 1158 1159 160 161
126 129 130 131 133 133 134 135 136 137 140 144 144 144 145 146 150 150 150 150 150 150 150 150 150 150				126 127 129 130 131 132 134 135 136 137	138 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1145 1147	148 149 150 151 152 153 154 155 157



5後	[解]	[報]																																								
4 級	給料月額	322,600	325, 800	329, 000	335, 500	338, 400	341, 400	344, 400	347, 300	352, 200	354, 800	357,000	359, 200	361, 400	363, 500	367 500	369, 500	371, 500	373, 400	378, 300	380, 700	383, 200	385, 800	390 700	393, 000	395, 600	398, 000	400, 600	405, 500	408,000	410,500	412,900	418, 100	420,700	423,000	425,600	428,300	430, 700	455, IOU	438, 200	440,800	
3 後	給料月額	日 248,300	250, 600	252, 900	256,800	259,000	261, 200	263, 400	265, 300	269, 700	271,800	273, 700	275,900	278, 100	280, 300	284 400	286, 500	288, 600	290, 700	293, 000	297, 800	300, 200	303, 100	309, 000	311,800	314, 700	317, 600	323, 400	326, 800	330,000	333, 200	338, 700	341,000	343, 300	345, 500	347, 700	349, 800	352, 100	356 500	358, 600	360,700	
28	給料月額	四 2006, 100	208, 100	212, 100	213, 900	216, 100	218, 300	220, 400	224, 500	226, 900	229, 100	231, 200	233, 400	235, 600	237,800	240,000	244,600	246,900	248,800	253,000	255, 100	257, 100	259,000	262, 800	264, 800	266, 700	268, 600	272, 400	274, 400	276, 400	278, 400	282, 500	284, 800	287, 100	289, 200	291, 700	294, 300	296, 900	302 300	305, 000	307,800	
1 級	給料月額	日 164,800	167, 100	169, 400	173,800	176, 200	178, 600	180, 900	185, 100	188, 100	190, 600	193, 200	195, 700	198, 100	200, 200	202, 900	206, 500	208, 300	210, 200	212, 100	215, 800	217,600	219, 400	223, 200	225, 200	226, 900	228, 800	232, 600	234, 500	236, 500	238, 500	240,200	243,800	245,600	247,400	249,200	251,000	252,800	254,400	257, 800	259, 500	
教育職給料表(4)職員の区級	号給		2 0	w 4	5	9	7	∞ ⊲	n :	11	12	13	14	15	10	- ×	10	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	33	34	35	36	7000	39	40	41	42	43	44	45	47	48	
5 殺	[略]	[ 848 ]																																								_
· 58		[盤]																																								
4 級	給料月額	324, 400	327,600	334, 000	337, 300	340, 100	342,900	345, 700	348,600	353, 300	355, 600	357,800	360,000	362, 200	364, 300	368, 200	369, 800	371, 500	373, 400	378 300	380, 700	383, 200	385, 800	390 700	393, 000	395, 600	398, 000	400, 600	405, 500	408,000	410, 500	412,900	418, 100	420, 700	423,000	425,600	428, 300	430, 700	455, 100	438, 200	440,800	
3 級	給料月額	用 251,500	253,800	256, 100 258, 100	260,000	262, 200	264, 300	266, 400	270 400	272, 500	274,600	276, 500	278, 700	280, 800	282, 900	286,900	289,000	291, 100	293, 200	295, 400	299,800	302,000	304,800	310.300	313, 100	315,800	318, 700	324, 400	327, 700	330, 900	334, 100	339,400	341,600	343, 800	345,900	347,900	349, 900	352, 100	356 500	358, 600	360, 700	
2	給料月額	日 209, 300	211, 300	215, 300	217, 100	219, 300	221, 500	223, 600	225, 700	230, 100	232, 300	234, 400	236, 600	238, 800	241,000	245, 200	247,800	250,000	251,800	253, 900	258, 100	260,000	261,900	265, 600	267, 400	269, 200	271, 100	274, 900	276,900	278,900	280, 900	284, 800	286,900	289,000	290,900	293, 300	295, 700	298, 100	303, 400	306, 100	308,800	
1 後	給料月額	用 169, 500	171,800	176,400	178,500	180,900	183,300	185,500	190,700	192,500	194,900	197,500	199, 700	202,000	204, 300	206, 600	210, 100	211,900	213, 800	215,600	219, 200	220,800	222, 600	226, 400	227, 900	229,800	231, 700	235, 500	237, 400	239, 400	241, 400	244 900	246, 700	248, 500	250, 100	251,800	253, 500	255, 200	256, 600	260, 200	261,800	

																																													_				
448,200	450,700	453,200	455,600	460, 400	462, 800	465,000	467, 200	469, 500	473 100	474, 700	476,300	478,000	479, 500	481, 100	482, 600	483, 700	485, 200	480, 700	488, 200	490, 900	492, 400	493, 800	495, 100	496, 500	498,000	499, 400	500,800	503 000	504, 100	505, 100	506, 200	507, 300	508, 400	510 300	511. 400	512, 500	513, 400	514,300	515,000	515,800	510, 500	518, 100	518,900	519,500	520,300	521,000	521,700	522, 200	222, 900
366, 600	368, 700	370, 500	372,600	376, 600	378, 300	380, 200	382, 100	385 900	387 900	389, 800	391, 700	393, 600	395, 500	397, 400	399, 300	401,100	402,800	404, 300	407,800	409, 400	411, 100	412,700	414,200	415,700	417, 200	418,800	420, 500	423,500	425,000	426, 500	427, 700	428,800	429, 900	430, 800	433,000	434, 100	435,000	436,000	437,000	438,000	430, 200	440,500	441,000	441, 400	442, 000	442,600	443, 200	445, 100	
316,000	318, 700	321, 300	323, 900	329, 130	331, 700	333, 800	335, 800	339,700	341 700	343, 700	345,600	347, 500	349, 400	351, 400	353, 400	257, 200	359,200	361 000	362, 700	364, 600	366, 600	368, 500	370, 200	372, 100	374,000	375, 900	270 100	380 900	382,800	384, 400	386, 300	388, 100	389,900	303 300	395,000	396,800	398, 300	400,000	401,800	403,500	405, 100	407, 100	408, 100	408, 900	409, 700	410,500	411, 300	411,900	417,400
263,600	264,900	266,000	267, 200	269, 400	270,900	272, 200	273,600	276,000	277 300	278, 700	280, 100	281, 400	282, 800	284, 100	285, 400	286, 800	289,000	290, 400	292, 000	293, 400	294, 700	296, 100	297, 100	298, 400	299, 600	300, 900	302, 100	304,500	305,800	307,000	308, 300	309, 600	310, 900	319 800	313,900	314,900	316, 100	317,000	317, 900	318,800	320, 700	321, 400	322, 300	323, 200	324,000	324,800	325,600	326,200	250, 300
51	52	53	54 55	26	57	28	59	90	69	63	64	65	99	29	89 0	000	2 -	1.0	73	74	75	92	77	78	79	80	Ιχ 00	7 8	84	85	98	87	∞ c	60	96	92	93	94	95	96	91	06 66	100	101	102	103	104	105	001
448, 200	450, 700	453, 200	455, 600	460, 400	462, 800	465,000	467, 200	469, 300	471,000	474, 700	476, 300	478,000	479, 500	481, 100	482,600	483,700	485, 200	480, 100	489, 200	490, 900	492, 400	493,800	495, 100	496, 500	498,000	499, 400	500,800	503 000	504, 100	505, 100	506, 200	507, 300	508, 400	510 300	511, 400	512, 500	513, 400	514, 300	515,000	515,800	516, 500 517 200	518, 100	518, 900	519, 500	520, 300	521,000	521, 700	522, 200	222, 200
366, 600	368, 700	370, 500	372, 600	376, 600	378, 300	380, 200	382, 100	385 900	387 900	389, 800	391, 700	393, 600	395, 500	397, 400	399, 300	401, 100	402, 800	404, 300	407, 800	409, 400	411, 100	412, 700	414, 200	415, 700	417, 200	418, 800	420, 300	423, 500	425,000	426, 500	427,700	428,800	429,900	430,800	433,000	434, 100	435,000	436,000	437,000	438,000	438,900	440, 500	441,000	441, 400	442,000	442,600	443, 200	443, 700	_
316,900	319,500	322, 100	324,500	329, 300	331,700	333,800	335,800	339,700	341 700	343, 700	345, 600	347, 500	349, 400	351, 400	353, 400	253, 200	359,000	361 000	362, 700	364, 600	366, 600	368, 500	370, 200	372, 100	374,000	375, 900	370,100	380 900	382, 800	384, 400	386, 300	388, 100	389, 900	391,000	395, 000	396, 800	398, 300	400,000	401,800	403, 500	405, 100	407, 100	408, 100	408,900	409, 700	410,500	411,300	411,900	412,400
265,800	266, 900	268,000	269, 200	271, 400	272, 500	273, 700	274,900	277 100	278 300	279, 700	281, 100	282, 300	283, 700	285, 000	286, 300	200, 200	289, 100	293, 900	292, 300	293, 600	294,900	296, 100	297, 100	298, 400	299, 600	300, 900	302, 100	304 500	305, 800	307, 000	308, 300	309, 600	310, 900	312,800	313, 900	314, 900	316, 100	317,000	317, 900	318,800	320,700	321, 400	322, 300	323, 200	324,000	324,800	325, 600	326, 200	970, 300
51	52	53	54	56	57	28	59	00	10	63	64	65	99	29	89	000	7.0	7.0	73	74	75	92	7.7	78	79	80	18	7 6 8	84	85	98	87	00 00 00 00	60	16	92	93	94	95	96	91	06 66	100	101	102	103	104	106	907

	[暑]	
524, 300 525, 500 526, 200 526, 900 527, 600 528, 800 529, 900 539, 900 531, 500 531, 500 532, 100 533, 300 535, 300 535, 300 537, 300	538, 300	
	[器]	
413, 800 411, 200 415, 200 415, 200 415, 900 417, 300 418, 500 419, 700 420, 000 421, 000 422, 100	[器]	
328, 100 328, 600	[報]	
108 109 111 111 111 111 112 113 113 114 115 116 117 118 118 119 119 119 119 119 119 119 119	[略]	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		] 
	[昭]	-
524, 300 524, 900 526, 200 526, 200 528, 900 528, 800 529, 900 529, 900 531, 500 531, 500 533, 300 534, 300 534, 300 534, 300 537, 300	538,300	
	[₩]	
413, 800 411, 200 415, 200 416, 500 417, 300 417, 300 418, 500 419, 100 420, 400 421, 700 421, 700 422, 100	[帰]	
328, 600 328, 600	[婦]	
		1

	5 級	[婦]	[帰]																																
	4級	給料月額	田 1006 2007	293, 500	296, 400 298, 900	301, 400	303, 700	308, 400	310, 800	313, 300 316, 000	318, 900	321, 300 323, 300	325, 300	329, 600	331,800	334, 000 336, 000	338, 300 340, 400	342, 700	346, 600	348, 400 350, 300	352, 200	354,000 355.800	357, 500	359, 400 360, 900	362,600	364, 200 366, 000	367,900	370,800	372, 400	373, 500 374, 900	376,300	377,800	380, 800	382, 400	383, 900
	3 殺	給料月額	月 272.300	274,600	276, 700	281,000	283, 200	283, 300	289, 800	293, 700	295, 700	300, 500	303, 200	308, 400	311,000	313, 300 316, 000	318, 600 320, 700	323,000	327,000	329, 100 331, 300	333, 600	335, 500	339, 800	343, 900	345,600	349, 200	350, 600	354, 200	355, 900	359, 600	361, 200	362, 900	365, 300	366, 600	368,000
	2級	給料月額	月 173.300	175, 400	177, 500	181, 700	183, 900	188, 300	190, 500	195, 300 196, 000	198, 700	203, 300	205,000	208, 500	210, 200	211,900	215,300	219, 100	222, 500	224, 500 226, 500	228, 500	230, 400 233, 100	235, 800	241, 100	243, 900	240, 500 249, 200	251, 700	256, 700	259, 000	261, 600	266, 200	268, 400	272, 800	275,000	276, 900
	1級	給料月額	円 157, 400	158, 900	160, 400	163, 600	165, 500	169, 100	170, 900	175,000	177,000	181, 100	183, 300	187,800	190, 400	192, 900 195, 400	197, 900 199, 600	201, 300	204, 500	206, 000	209, 100	210, 800	214, 200	217,300	219,000	222, 400	223,900	227, 300	229,000	230, 600	233, 900	235,500	238,700	240, 100	241, 500
(5)	職務の級	号給	-	2	w 4	2	9	- 00	6	11	12	14	15	17	18	19 20	21	23	25	26 27	28	30	31	33	34	36	37	39	40	41	43	44	46	47	48
教育職	搬!	(R	再在員以	職																															
才 教育職給料表(5)	5級 職員の区	[略]	[略] 再任用職 員以外の	聯																															
					298, 800 301, 300	303,800	306, 000	308, 200 310, 400	312, 500	312, 000 317, 500	320, 000	322, 400 324, 400	326, 400	328, 400 330, 500	332, 700	334, 900 336, 900	339, 100 341, 100	343, 100	346, 600	348, 400 350, 300	352, 200	355. 800	357, 500	359, 400 360, 900	362, 600	364, 200 366, 000	367, 900	370, 800	372, 400	373, 500 374 900	376, 300	377, 800	380, 800	382, 400	383, 900
	5 後	(	[婦]	295, 900	279, 300 298, 800 281, 400 301, 300		285, 800 306, 000				298, 100 320, 000		305, 600 326, 400				320, 200 339, 100 322, 200 341, 100			330, 200 348, 400 332, 400 350, 300		336, 500 354, 000 338, 600 355, 800		344, 700 359, 400 344, 700 360, 900	346, 300 362, 600		350, 600 367, 900			357, 800 373, 500 359, 600 374, 900		362, 900 377, 800 364, 000 270, 200			368,000 383,900
	4級 5級	額 給料月額 [略]	田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	277, 200 295, 900		283, 600		290, 200	292, 300			302, 900		310,700	313,100	317,800		324, 200	328, 100		334, 600		340, 700			349, 200		354, 200	355, 900		361, 200		365, 300	366, 600	
	3級 4級 5級	額 給料月額 給料月額 [略]	日 日 日 日 日 [略]	179, 800 277, 200 295, 900	279, 300	186,000 283,600	285, 800	192, 300 290, 200	194, 500 292, 300	191, 100 294, 200 199, 700 296, 100	298, 100	206, 700 302, 900	305, 600	211, 900 310, 700	313,100	215, 100 315, 400 216, 700 317, 800	320, 200 322, 200	221, 900 324, 200	225, 300 328, 100	330, 200 332, 400	231, 300 334, 600	336, 500	238, 600 340, 700	241, 300 342, 700 243, 900 344, 700	346, 300	243, 100 251, 800 349, 200	350, 600	259, 300 354, 200	261, 600 355, 900	359, 600	268,500 361,200	270,700 362,900	365, 300	277, 200 366, 600	279, 100 368, 000
	2級 3級 4級 5級	給料月額 給料月額 給料月額 給料月額 [略]	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	163,300 179,800 277,200 295,900	164,800 181,900 279,300 166,300 184,000 281,400	168,000 186,000 283,600	169,900 188,100 285,800	173.500 192.300 290.200	194, 500 292, 300	179, 400 199, 700 294, 200 179, 400 199, 700 296, 100	181, 300 202, 300 298, 100	185, 300 205, 700 302, 900 185, 300 206, 700 302, 900	187, 400 208, 400 305, 600	191, 800 211, 900 310, 700	194,100 213,500 313,100	198, 900 215, 100 315, 400 198, 900 216, 700 317, 800	218, 100 320, 200 220, 000 322, 200	204, 500 221, 900 324, 200 206, 100 223, 800 326, 200	207, 500 225, 300 328, 100	209, 000 227, 300 330, 200 210, 500 229, 300 332, 400	212, 000 231, 300 334, 600	213, 500 233, 200 336, 500 215, 200 235, 900 338, 600	216, 900 238, 600 340, 700	220, 000 243, 900 344, 700	221, 700 246, 500 346, 300	225, 100 251, 800 349, 200	226, 600 254, 300 350, 600	230, 000 259, 300 354, 200	231, 700 261, 600 355, 900	233, 300 264, 000 357, 800 234, 900 266, 300 359, 600	236, 500 268, 500 361, 200	270,700 362,900	241, 100 275, 100 365, 300	242, 500 277, 200 366, 600	243,900 279,100 368,000

2662

																																												_	_		_			_	_	_
388, 300	390,400	392, 200	393,200	394, 400	395,800	397,000	398, 200	399, 500	400,700	401,700	403, 100	404, 400	405, 600	406, 700	407, 900	409, 000	410,000	411, 200	412, 400	413,600	414, 200	415,000	415, 700	416, 200	416, 500	416,900	417, 300	417, 700	418,000	418,400	419 100	419, 400	419,800	420, 200	420,500	420,800	421, 100	421, 400	421, 600	421,800	422, 180	422, 600	422, 800	423, 100	423, 400	423,600	423,800	424, 100	424, 400	424,600	424,800	
017, 000	375 000	376 400	377, 800	379, 100	379, 700	380, 900	382, 100	383, 200	384,000	385, 200	386, 200	387,300	388, 500	389, 500	390, 600	391, 800	392, 600	393, 700	394,800	395, 900	396, 900	397,800	398,800	399, 800	400,600	401,600	402,500	403,500	404,200	405,000	406, 400	406,900	407, 600	408, 100	408,800	409, 300	409, 600	409, 800	410,000	410,500	410, 900	411, 200	411, 600	411,900	412, 200	412, 500	412,800	413, 100	413, 400	413, 700	414,000	
203, 100	285, 100	289,000	291, 500	294, 000	296,000	298, 500	300, 700	303, 400	305, 700	308, 100	310, 500	312,800	315, 100	317, 200	319, 300	321, 400	323, 300	325, 400	327, 600	329, 600	331, 700	333, 800	336,000	338, 200	340,000	341,900	343, 700	345,500	347, 300	350 600	352, 400	353, 600	355, 200	356, 700	358, 200	359, 500	360, 800	362, 200	365,600	366 400	367, 700	368, 900	369,900	370,900	371,900	372,900	373,800	374,800	375,800	376, 800	377, 600	0 0
245, 500	240,700	249 200	250, 400	251,500	252, 700	253,900	255,000	256, 200	257,600	258,700	259,900	260,800	261,800	263, 200	264, 400	265,800	267, 400	268, 900	270, 300	271, 700	272, 700	273,800	275, 100	276, 200	277, 600	278, 700	279, 900	281, 100	282, 300	283, 200	285, 600	286, 500	287, 400	288, 200	289, 200	290, 300	291, 200	292, 100	292, 900	293, 200	294, 600	295, 400	296, 200	297,000	297,800	298, 500	299, 400	299, 900	300, 400	300, 900	301, 100	
100	53	5.0 7.4	22.52	56	57	28	59	09	61	62	63	64	65	99	29	89	69	70	71	72	73	74	7.5	92	7.7	78	79	08 5	100	70 8	84	85	86	87	88	88	90	16 00	260	9.7 76	95	96	97	86	66	100	101	102	103	104	105	0.7
388, 300	390, 400	300 500	303, 200	394. 400	395, 800	397, 000	398, 200	399, 500	400, 700	401, 700	403, 100	404, 400	405, 600	406, 700	407, 900	409, 000	410,000	411, 200	412, 400	413,600	414,200	415,000	415,700	416,200	416, 500	416,900	417, 300	417,700	418,000	416,400	419,000	419, 400	419, 800	420, 200	420, 500	420, 800	421, 100	421, 400	421, 600	421, 800	422, 100	422, 600	422,800	423, 100	423, 400	423, 600	423, 800	424, 100	424, 400	424, 600	424,800	
012, 000	375 000	376 400	377, 800	379, 100	379, 700	380, 900	382, 100	383, 200	384,000	385, 200	386, 200	387, 300	388, 500	389, 500	390, 600	391, 800	392, 600	393, 700	394, 800	395, 900	396, 900	397, 800	398, 800	399, 800	400, 600	401, 600	402, 500	403, 500	404, 200	405,000	406, 400	406,900	407, 600	408, 100	408,800	409, 300	409, 600	409,800	410,000	410,500	410,900	411,200	411,600	411,900	412,200	412,500	412,800	413, 100	413, 400	413, 700	414,000	0
265,000	288, 400	290, 400	292, 800	295,000	297,000	299, 500	301,700	304,400	306, 600	309,000	311,300	313,600	315,900	317,800	319,600	321,400	323, 300	325, 400	327, 600	329, 600	331, 700	333, 800	336,000	338, 200	340,000	341,900	343, 700	345, 500	347, 300	350,600	352, 400	353, 600	355, 200	356, 700	358, 200	359, 500	360, 800	362, 200	365, 600	366 400	367, 700	368, 900	369, 900	370,900	371,900	372,900	373,800	374,800	375,800	376,800	377,600	C t
241,100	250 000	251,000	252, 400	253, 500	254, 700	255,800	256,900	258,000	259, 100	260,000	260,900	261,800	262,800	264, 200	.265, 400	266, 800	268, 300	269, 700	271, 100	272, 400	273, 400	274,500	275,800	276,900	278, 300	279, 400	280, 500	281,600	282, 100	284 600	285,600	286,500	287, 400	288, 200	289, 200	290, 300	291, 200	292, 100	292, 900	293, 200	294, 600	295, 400	296, 200	297, 000	297, 800	298, 500	299, 400	299, 900	300, 400	300, 900	301, 100	000
27	53	5.4	55.	29	57	58	59	09	61	62	63	64	65	99	29	89	69	70	71	72	73	74	75	92	77	82	79	% 5 8	0.0	70 8	3 2	85	98	87	88	68	6 5	9I 09	26	97	95	96	97	86	66	100	101	102	103	104	105	

425,600	425,800	426, 400	426, 600	426,800																																												
414,900	415,200	415,800	416, 100	416,400	417,000	417,300	417,600	417,900	418,200	418,500	410,000	419,100	419, 700	420,000																																		
380, 400	382 200	383, 200	384, 200	384, 800	386,600	387, 500	388, 300	389, 000	389, 800	390, 600	391, 200	392,700	393, 400	394, 000	394, 700	395, 200	395, 800	396, 500	397, 100	397,600	398, 100	398, 700	399, 000	399, 300	399, 600	399, 900	400, 200	400, 300	401, 100	401, 400	401, 700	401,900	402,200	402, 700	402, 900	403, 200	403, 500	403, 700	403,900	404, 500	404, 700	404, 900	405, 200	405, 500	405,700	406, 200	406, 500	406, 700
302, 000	302, 200	302, 700	303, 000	303, 200																																												
108	110	111	112	113	115	116	117	118	119	120	121	193	124	125	126	127	128	129	130	131	133	134	135	136	137	138	139	140	142	143	144	145	140	148	149	150	151	152	153	155	156	157	158	159	160	162	163	164
425, 600	425,800	426,400	426,600	426,800																																												
414, 900	415, 200	415,800	416, 100	416, 400	417, 000	417, 300	417,600	417, 900	418, 200	418, 500	410,000	419,100	419, 700	420,000																																		
380, 400	382 200	383, 200	384, 200	384, 800	386, 600	387, 500	388, 300	389,000	389, 800	390, 600	203, 200	392, 000	393, 400	394,000	394, 700	395, 200	395, 800	396, 500	397, 100	397, 600	398, 100	398, 700	399, 000	399, 300	399, 600	399, 900	400, 200	400, 300	401, 100	401, 400	401, 700	401, 900	402, 200	402, 700	402, 900	403, 200	403, 500	403, 700	403,900	404, 500	404, 700	404, 900	405, 200	405, 500	405, 700	405, 900	406, 500	406, 700
302, 000	302, 200	302, 700	303, 000	303, 200																																												
108	110	111	112	113	115	116	117	118	119	120	171	193	124	125	126	127	128	129	130	131	133	134	135	136	137	138	139	140	142	143	144	145	140	148	149	150	151	152	153	155	156	157	158	159	160	162	163	164

04	<u>11</u> ЛН	14年12月20日	14	111	\(\alpha\)	似 先	01097
		]					
	[報]						
		_					
	Σ/π						
	[曜]						
		-					
	[盤]						
		_					
407, 200 407, 500 407, 700 407, 900 408, 200 408, 500 408, 700	屋						
40° 40° 40° 40° 40° 40° 40°							
	[舉]						
		_					
166 167 168 169 170 171 172		盤					
	[報]	施					
	<u> </u>	響					
	[帰]						
		_					
	[器]						
	[報]						
0000000000							
407, 200 407, 500 407, 700 407, 900 408, 200 408, 700 408, 900	[報]						
		-					
	[報]						
		1					
166 167 168 169 170 171 172		[程]					
	[舉]	編					
	ı	_					

4 総	Y 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	[聖]																																
<b>家</b> 8	O 48X	裕朴月額田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	361, 100 363, 900	366, 500	369, 300 372, 100	374,800	377,500	382, 900	385, 700	388, 500 391, 300	394, 100	399, 500	402, 200 404, 700	407, 400	410, 100 412, 800	415, 200	420, 600	425, 800	428, 400 431, 000	433, 600	438, 800	441, 400 444, 000	446, 400	451,000	53,300	457, 900	460, 100 462. 300	464, 600	466, 800 469, 000	471, 200	473,300 475,500	477, 700	479,900	484, 100
-	-	E		-		-							4, 4,	4	4. 4.	4. 4		4. 4.	4. 4.	4, 7		4. 4.	4, 7	r 4	4, 7	. 4	4. 4	. 4	4. 4	. 4	4, 4	. 4.	4. 1	1, 4,
· 6	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	紹科月額	280, 100 283, 200	286, 300	289, 400	295, 500	298, 600	304, 800	307,800	313,900	316,900	322, 400	325, 000 327, 700	330, 400	333, 000 335, 600	338, 300	343, 400	348, 100 348, 800	351, 600 354, 200	357,000	362, 700	365, 300 368, 100	370,900	376, 300	379,000	384, 500	387, 300	392, 800	395, 400	400, 500	402, 600	407, 400	409, 900	414, 400
一 %	1 /// // // // // // // // // // // // /	紹朴月額 田	215, 900 218, 400	220,900	223, 400	228, 400	230,900	236,000	238, 800	244, 400	247, 100	252,700	255, 500 258, 100	261, 100	264, 100 267, 100	270, 100	276, 100	282, 100	285, 200 288, 300	291, 400	297, 300	303, 200	306,000	311, 700	314,400	319, 700	322, 100 324, 500	326,900	329,000 331 200	333, 500	335,600	339, 700	341,700	345, 500
Ř	+	+				- 10		0 0	10	112	13	15	16	18	19 20	21	23.2	24 25	26 27	28	30	32	33	35	36	. 88	39	41	42	44	45	47	48	50
プラスメラキ GX (Wather at v. 37.0 × Barry) ア 医療職給料表(1)   藤昌の区	(2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	再任用職 与紹	真以外の 職員 2	0	4. R.																													
(2) 大 医療職給料表(1)		[略]     再任用職		8	4 12																													
	- 1 (K) - 1 (K	[盤] 田			370, 300		378, 300	383, 600	386, 200	388, 800 391, 400	394, 100	399, 500	402, 200 404, 700	407, 400	410, 100 412, 800	415, 200 417, 900	420, 600	425, 200 425, 800	428, 400 431, 000	433, 600 436, 900	43,800	441, 400 444, 000	446, 400	451, 000	453, 300 455, 700	457,900	460, 100 462, 300	464, 600	466, 800 469 000	471, 200	473, 300 475, 500	477,700	479, 900	464, 300 484, 100
4.89		(Ma) (Table 1)	362, 200	367, 600		375, 700							327, 700 402, 200 330, 400 404, 700		335, 400 410, 100 337, 900 412, 800				352, 800 428, 400 355, 400 431, 000						379,100 453,300 381,700 455,700		387, 300 460, 100 390, 100 462, 300		395,400 466,800 397 900 469 000		402,600 473,300 405,000 475,500		409,900 479,900	
8%8	7 17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	APP 13     APP 13       D     D       D     D       D     D	362, 200	289, 200 367, 600	292, 200 370, 300 295, 200 373, 100	298,300 375,700	378, 300	307, 600	310, 600	316,700	319, 700	325, 100		332, 900		340, 300	345,100	350,000	352, 800 355, 400	358, 200	363,800	369, 100	371,600	376, 600		384, 500	387, 300	392, 800		400, 500		407, 400		412, 400

		[ km]	
492, 400 494, 500 496, 600 498, 500 500, 100 501, 700 503, 300 504, 800 504, 800 507, 600 512, 900 512, 900 514, 300 515, 900 516, 800 517, 600 518, 300 519, 900 519, 900 520, 700 523, 200 523, 200	524, 000 524, 800 525, 600 526, 500	[ 場]	
424, 200 429, 000 421, 100 431, 100 431, 400 438, 400 440, 200 444, 700 444, 700 445, 800 455, 800 455, 800 455, 800 456, 900 466, 900 466, 900 466, 900 467, 800 471, 200 471, 200 472, 700	473, 400 474, 100 474, 800 475, 500 476, 100 477, 500 477, 900	[紀紀]	
353, 300 355, 300 355, 100 356, 900 364, 500 364, 500 366, 000 366, 000 371, 300 373, 100 374, 400 377, 400 378, 400 386, 300 388, 300 388, 300 388, 300 389, 100 389, 100 390, 200 391, 400 392, 500 393, 600 393, 600 393, 600 393, 600 393, 600 394, 700	396, 500 397, 100 397, 700 398, 100	[紀월]	
54 55 56 60 61 63 64 64 64 67 71 71 72 73 73 74 75 76 88 88 88 88 70 88 71 71 72 73 74 74 75 76 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	[場]	
		aaa = = = = = = = = = = = = = = = = = =	
		[如第]	
492, 400 494, 500 494, 500 498, 500 500, 100 501, 700 503, 300 503, 300 512, 300 512, 300 514, 300 518, 300 518, 300 518, 300 518, 300 518, 300 519, 000 519, 000 511, 500 511, 500 511, 500 511, 500 511, 500 511, 500 511, 500 511, 500 521, 500	524, 000 524, 800 525, 600 526, 500	[ 48]	
424, 200 429, 000 429, 1000 431, 1000 433, 400 442, 400 444, 7000 444, 7000 444, 7000 445, 200 455, 800 455, 800 455, 800 466, 900 466, 900 466, 900 466, 900 467, 800	473,400 474,100 474,800 475,500 476,100 477,500 477,900	[規制]	
353, 600 355, 300 355, 300 355, 900 356, 500 364, 300 364, 300 366, 000 371, 300 373, 100 374, 900 374, 900 378, 400 378, 600 378, 600 378, 000 388, 300 388, 300 389, 100 389, 100 389, 100 389, 100 389, 100 389, 200 389, 200 389, 200 389, 390 389, 390	396, 500 397, 100 397, 700 398, 100	[祖]	
54 55 56 60 61 64 64 65 66 67 67 77 77 77 78 78 89 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	[	
		[ [	

6 後	「那久」	22 2	1																																							
5 後	20年1日 8百	を作力機 田		267,600	271,800	273, 700	275,800	277, 900	280, 100	284, 500	286, 600	288, 800	290, 800	295, 100	297, 200	301, 400	303, 600	305, 800	308, 000	312, 500	314, 700	316,800	321, 200	323, 500	327, 900	330, 100	332, 400	334, 200	338, 100	340,000	341,800	343, 700 345, 600	347, 400	349, 100	350, 900	354, 400	356, 200	357,800	361,000	362, 600	364, 200	- CEX CSY
4 級	40年1日 東西	潜作力(銀 田		255,800	257, 900	260,000	262,000	264, 100	266, 200	270, 400	272, 500	274, 600	278 900	281,000	283, 100	285, 200	289, 400	291, 500	293, 700	298, 100	300, 200	302, 300	306, 500	308, 600	312,700	314, 700	316, 700	318, 600	322, 600	324, 600	326, 500	330, 500	332, 400	334, 300	338,300	340, 200	342, 100	343, 700	346, 900	348, 400	349, 700	1000
3 級	2公米1.日 牧百	和作力 (現) 日		210, 500	214,000	215, 700	217, 400	219, 100	220, 900	224, 500	226, 300	228, 100	229, 900	233, 500	235, 200	236, 900	240,900	243,000	245, 100	249, 300	251, 400	253, 400	257, 500	259, 600	263,700	266,000	268, 100	270, 200	274, 200	276, 200	278, 200	282, 200	284, 200	286, 200	290, 200	292, 200	294, 000	296, 000	299, 900	301,800	303, 800	- ALIV ALIV
2 級	2公兆1日 8百	ただが 田		174 200	176,000	177,600	179, 400	181, 200	183,000	186, 300	188, 200	190, 100	192, 000	195, 900	197, 900	199, 900	204, 500	206, 800	210 900	212, 900	214, 900	216, 700	220, 500	222, 400	225,000	227, 800	229, 700	231, 300	234, 900	236, 600	238, 500	240, 300	243, 900	245, 700	247,400	251,000	252, 600	254, 600	258, 600	260, 600	262, 600	
1級	4公兆1日 枚百	を存り徴		144, 600	146, 800	147, 900	149,000	150, 100	151, 200	153, 900	155, 200	156, 600	159,700	160, 500	161, 900	163, 400	167, 200	169, 000	179, 600	174, 200	176, 000	177, 600	181, 200	183, 000	184, 600	188, 200	190, 100	192, 000	195, 900	197, 900	199, 900	202, 700	204, 100	205, 500	206, 800	209, 400	210, 700	211, 800	214,000	215, 200	216, 400	
職務の	中松	是	1	21 00	2 4	വ	9	7	oo o	6 C	11	12	13	15	16	17	19	20	21	23	24	25	27	28	30	31	32	33	. c.	36	37	20 CC	40	41	42	4 4 44	45	46	48	49	20	
職員の区が総	_	Ļ	員以外の	- 1945 -																																		_	_			
職員の区	_	Ļ	買以外の	7-17-17-1																																				_		
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		日 [			009	200	009	200	000	300	400	000	900	300	200	2000	009	008	0000	200	700	000	2000	200	000	100	400	200	100	000	800	009	400	100	000	4400	200	900 H	000	009	200	
職員の区	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	日 [	266, 300		272, 600	274, 500	276, 600	278, 700	280, 900	285, 100	287, 400	289, 600	291, 500 293 400	295, 300	297, 200	299, 200 301, 400	303, 600	305, 800	310 300	312, 500	314, 700	316,800	321, 200	323, 500	327 900	330, 100	332, 400	334, 200 336, 200	338.100	340,000	341,800	345, 100 345, 600	347, 400	349, 100	359, 400	354, 400	356, 200	359, 400	361,000	362, 600	364, 200	
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		Man	253, 300 266, 300				_	_	267, 200 280, 900				271,500 291,500 279,600 593,400			285, 800 299, 200 287, 700 301, 400	_		293, 700 308, 000 295 900 310 300			302,300 316,800 304 400 319 000		308, 600 323, 500				318, 600 334, 200 320, 600 336, 200				326, 500 345, 700 330, 500 345, 600	_		336, 300 350, 900			345, 700 350, 800 345, 300 359, 400		_		
5級   6級   職員の区	公告: 日 2	Mart 1 後	253, 300 266, 300	255, 300 258, 400	259, 300	261, 200	263, 200	_	267, 200	271, 400	273, 500	275, 600		281, 700	283, 800		289, 600	291, 500		298, 100	300, 200	302, 300	306, 500	308, 600	310,700	314, 700	316, 700	318, 600		324, 600	326, 500		332, 400		336, 300	340, 200	342, 100		346, 900	348, 400	349, 700	
4級 5級 6級 職員の区	公本: 日	Tan And And And And And And And And And An	211,100 253,300 266,300	255, 300 258, 400	216, 400 259, 300	218, 100 261, 200	219, 800 263, 200	221, 500 265, 200	223,300 267,200	271, 400	228, 700 273, 500	230, 400 275, 600	277,500	235,700 281,700	237, 400 283, 800	285, 800	243,000 289,600	245,000 291,500	293, 700	251,000 298,100	253,000 300,200	302, 300	258, 700 306, 500	260, 700 308, 600	262,800 310,700 264 800 312 700	266,900 314,700	269, 000 316, 700	318, 600	275, 000 322, 600	277,000 324,600	278, 800 326, 500	330, 500	284, 500 332, 400	286, 500 334, 300	336, 300	292, 100 340, 200	294, 000 342, 100	345, 300	299, 900 346, 900	301, 800 348, 400	303, 800 349, 700	
3級 4級 5級 6級 職員の区		Tan de Maria Mari	173,600 211,100 253,300 266,300	212, 900 255, 300 268, 400	179,000 216,400 259,300	180, 600 218, 100 261, 200	182, 400 219, 800 263, 200	184, 200 221, 500 265, 200	223,300 267,200	189, 300 225, 100 269, 300 189, 300 226, 900 271, 400	191, 200 228, 700 273, 500	193, 100 230, 400 275, 600	232, 100 271, 500	198,900 235,700 281,700	200, 900 237, 400 283, 800	239, 100 285, 800 241, 000 287, 700	207, 500 243, 000 289, 600	209, 800 245, 000 291, 500	247,000 293,700	215, 500 251, 000 298, 100	217, 300 253, 000 300, 200	254, 900 302, 300	222, 700 258, 700 306, 500	260, 700 308, 600	228,200 262,800 310,700 258,100 264,800 312,700	229, 900 266, 900 314, 700	231, 700 269, 000 316, 700	271,000 318,600	236, 900 275, 000 322, 600	238, 600 277, 000 324, 600	240, 300 278, 800 326, 500	282, 600 330, 500	245, 500 284, 500 332, 400	247, 100 286, 500 334, 300	290 300 338 300	251, 900 292, 100 340, 200	253, 500 294, 000 342, 100	296, 000 345, 700 345, 300	259, 500 299, 900 346, 900	261, 400 301, 800 348, 400	263, 400 303, 800 349, 700	

					_
		$\neg \mid$			
	[報]				
407, 200 407, 600 407, 600 408, 300 408, 700 409, 400 410, 600 410, 600 410, 600	[智]				
38.4, 700 38.5, 100 38.5, 100 38.5, 500 38.5, 500 38.6, 100 38.6, 100 38.6, 700 38.6, 700 38.6, 700	[報]				
354, 800 355, 200 355, 500 355, 500 355, 700 356, 100 356, 100 356, 100 357, 100 357, 100 357, 400 357, 400 357, 400 358, 300 358, 300 358	[報]				
	[曜]				
	[曜]				
111 112 113 116 116 117 118 118 122 122 123 124 127 128 129 129 129 129 120 121 121 122 123 124 127 128 129 120 120 121 121 121 121 121 121 121 121	101	[十]			
	[曜]	備考			
	[十]				
407, 200 407, 600 408, 300 408, 100 409, 100 410, 200 410, 600 410, 600 410, 900	[婦]				
384, 700 384, 900 385, 1900 385, 300 385, 700 385, 100 386, 100 386, 100 386, 500 386, 500 386, 500	[曜]				
354, 800 355, 200 355, 200 355, 500 355, 100 356, 100 356, 100 356, 100 357, 100 357, 100 357, 100 357, 100 357, 100 357, 100 357, 100 357, 900 357, 900 358, 200 358, 200 358	[略]				
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		$+ \parallel$			
	[報]				
	[十]				
		4			
1111 1112 1113 1116 1116 1117 1118 1118 1120 1121 1121 1121 1122 1124 1126 1127 1128 1129 1120 1120 1120 1120 1120 1120 1120	let	[報]			
	[曜]	備考			
		-			

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正)

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例 第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(期末手当等の支給)

#### 第 1 条 [略]

- 2 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)のうち規則で定めるものには、職員の例により期末手当を支給する。
- 3 「略]

(期末手当)

#### 第 2 条 [略]

2 期末手当の額は、算定基礎額に100 分の120(特別職に属する者にあつて は100分の222.5 (公営企業の管理者 にあつては100分の225)、管理職手当 の支給を受ける職員で規則で定める 改正前

(期末手当等の支給)

#### 第1条 [略]

- 2 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(次項において 「フルタイム会計年度任用職員」という。)のうち規則で定めるものには、職員の例により期末手当を支給する。
- 3 「略]

(期末手当)

#### 第 2 条 [略]

2 期末手当の額は、算定基礎額に100 分の120 (特別職に属する者にあつて は100分の212.5 (公営企業の管理者 にあつては100分の215)、管理職手当 の支給を受ける職員で規則で定める

もの及び指定職の職員(神戸市職員 の給与等に関する条例 (昭和26年3 月条例第8号)第3条第1項第5号 に規定する指定職給料表の適用を受 ける職員をいう。)(以下これらを「特 定幹部職員」という。)にあつては100 分の100、特定任期付職員(地方公共 団体の一般職の任期付職員の採用に 関する法律(平成14年法律第48号)第 3条第1項の規定により採用された 職員をいう。以下同じ。)にあつては 100分の225)を乗じて得た額に、基準 日以前6箇月以内の期間におけるそ の者の在職期間の次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める割合 を乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$  [略]

3~5 [略]

(勤勉手当)

第3条 [略]

- 2 勤勉手当の額は、算定基礎額に、 100分の105 (特定幹部職員にあつては、100分の125)を乗じて得た額に、 任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 再任用職員に対する前項の規定の 適用については、同項中「100分の105

もの及び指定職の職員(神戸市職員 の給与等に関する条例 (昭和26年3 月条例第8号)第3条第1項第5号 に規定する指定職給料表の適用を受 ける職員をいう。)(以下これらを「特 定幹部職員」という。)にあつては100 分の100、特定任期付職員(地方公共 団体の一般職の任期付職員の採用に 関する法律(平成14年法律第48号)第 3条第1項の規定により採用された 職員をいう。以下同じ。) にあつては 100分の215)を乗じて得た額に、基準 日以前6箇月以内の期間におけるそ の者の在職期間の次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める割合 を乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$  [略]

3~5 [略]

(勤勉手当)

第3条 [略]

- 2 勤勉手当の額は、算定基礎額に、 100分の95 (特定幹部職員にあつては、100分の115)を乗じて得た額に、 任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 再任用職員に対する前項の規定の 適用については、同項中「100分の95

(特定幹部職員にあつては、100分の 125)」とあるのは、「100分の50 (特定 幹部職員にあつては100分の60)」と する。

4~6 [略]

附則

1~18 [略]

19 フルタイム会計年度任用職員に支 給する期末手当に関する第2条第2 項の規定の適用については、当分の 間、同項中「100分の120」とあるのは、 「100分の130」とする。 (特定幹部職員にあつては、<u>100分の</u> 115)」とあるのは、「<u>100分の45</u>(特定 幹部職員にあつては<u>100分の55</u>)」と する。

 $4 \sim 6$  「略]

附則

1~18 [略]

第3条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第3条による改 正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号にお いて「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第3条による改正後	第3条による改正前
(期末手当)	(期末手当)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 期末手当の額は、算定基礎額に100	2 期末手当の額は、算定基礎額に100
分の120(特別職に属する者にあつて	分の120(特別職に属する者にあつて
は100分の217.5 (公営企業の管理者	は100分の222.5 (公営企業の管理者

にあつては100分の220)、管理職手当 の支給を受ける職員で規則で定める もの及び指定職の職員(神戸市職員 の給与等に関する条例 (昭和26年3 月条例第8号)第3条第1項第5号 に規定する指定職給料表の適用を受 ける職員をいう。)(以下これらを「特 定幹部職員」という。)にあつては100 分の100、特定任期付職員(地方公共 団体の一般職の任期付職員の採用に 関する法律(平成14年法律第48号)第 3条第1項の規定により採用された 職員をいう。以下同じ。) にあつては 100分の220)を乗じて得た額に、基準 日以前6箇月以内の期間におけるそ の者の在職期間の次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める割合 を乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$  「略〕

3~5 「略]

(勤勉手当)

## 第3条 [略]

2 勤勉手当の額は、算定基礎額に、 100分の100 (特定幹部職員にあつて は、100分の120) を乗じて得た額に、 任命権者が市長の定める基準に従つ て定める割合を乗じて得た額とす る。

にあつては100分の225)、管理職手当 の支給を受ける職員で規則で定める もの及び指定職の職員(神戸市職員 の給与等に関する条例 (昭和26年3 月条例第8号)第3条第1項第5号 に規定する指定職給料表の適用を受 ける職員をいう。)(以下これらを「特 定幹部職員」という。)にあつては100 分の100、特定任期付職員(地方公共 団体の一般職の任期付職員の採用に 関する法律(平成14年法律第48号)第 3条第1項の規定により採用された 職員をいう。以下同じ。) にあつては 100分の225)を乗じて得た額に、基準 日以前6箇月以内の期間におけるそ の者の在職期間の次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める割合 を乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$  [略]

 $3 \sim 5$  [略]

(勤勉手当)

## 第3条 [略]

2 勤勉手当の額は、算定基礎額に、 100分の105 (特定幹部職員にあつては、100分の125)を乗じて得た額に、 任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の100(特定幹部職員にあつては、100分の120)」とあるのは、「100分の47.5(特定幹部職員にあつては100分の57.5)」とする。

 $4 \sim 6$  [略]

附則

1~18 [略]

19 フルタイム会計年度任用職員に支給する期末手当に関する第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の125」とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、 同項中「100分の105(特定幹部職員にあつては、100分の125)」とあるのは、 「100分の50(特定幹部職員にあつては100分の60)」とする。

4~6 [略]

附則

1~18 [略]

19 フルタイム会計年度任用職員に支給する期末手当に関する第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の130」とする。

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部改正) 第4条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例 (平成11年10月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
特別職の職員で常勤のものの給与に	特別職の職員で常勤のものの給与に
関する条例(昭和26年3月条例第9号)	関する条例(昭和26年3月条例第9号)

第1条に規定する者(教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。)に限り、令和4年度の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例第23号)第2条第2項の規定の適用については、同項中「(特別職に属する者にあつては100分の222.5(」とあるのは、「(特別職に属する者にあつては100分の222.5(市長にあつては100分の222.5に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては100分の222.5に100分の85を乗じて得た割合、」とする。

第1条に規定する者(教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。)に限り、令和4年度の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例第23号)第2条第2項の規定の適用については、同項中「(特別職に属する者にあつては100分の212.5(」とあるのは、「(特別職に属する者にあつては100分の212.5(」とあるのは、「(特別職に属する者にあつては100分の212.5(100分の70を乗じて得た割合、」とする。分の85を乗じて得た割合、」とする。

#### 附則

(施行期日等)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和5 年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例(以下「改正 後の給与条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員の給料及 びこれに相当する同項第1号に規定する会計年度任用職員の報酬は、改正後の 給与条例の規定にかかわらず、令和4年11月30日までの間は、なお従前の例に よる。
- 4 第2条の規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する 条例の規定及び第4条の規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の 支給に関する条例の特例に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用す る。

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第2条 神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年10月条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条の改正規定を次のように改める。

(勤勉手当)

第3条 [略]

2 「略]

3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、 同項中「100分の105(特定幹部職員にあつては、100分の125)」とあるのは、 「100分の50(特定幹部職員にあつては100分の60)」とする。

 $4 \sim 6$  [略]

(勤勉手当)

第3条 [略]

2 「略]

3 再任用職員に対する前項の規定の 適用については、同項中「100分の105 (特定幹部職員にあつては、100分の 125)」とあるのは、「100分の50(特 定幹部職員にあつては100分の60)」 とする。

4~6 [略]

(給与等の内払)

第3条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の神戸市職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行細目の委任)

第4条 前条に定めるもののほか、第1条の規定の施行に関し必要な事項は、人 事委員会規則で定める。 神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

#### 神戸市条例第12号

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を 改正する条例

第1条 神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和 31年10月条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

# 改正後 改正前 第6条 [略] 第6条 [略]

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在における第2条に規定する議員報酬の額(基準日以前6箇月の期間において同条に掲げる職の間に異動のあつたときは、異動前及び異動後のそれぞれの在職期間に応じて規則で定める額。以下この項におい

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在における第2条に規定する議員報酬の額(基準日以前6箇月の期間において同条に掲げる職の間に異動のあつたときは、異動前及び異動後のそれぞれの在職期間に応じて規則で定める額。以下この項におい

て同じ。)及びその議員報酬の額に 100分の20を乗じて得た額の合計額 に、6月1日を基準日として支給する場合においては100分の212.5、12 月1日を基準日として支給する場合 においては100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその議員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$  [略]

3~5 [略]

て同じ。)及びその議員報酬の額に 100分の20を乗じて得た額の合計額 に、6月1日を基準日として支給する場合においては100分の212.5、12 月1日を基準日として支給する場合 においては100分の212.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその議員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$  [略]

3~5 [略]

第2条 神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部 を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第2条による改 正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号にお いて「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	, _ , , , _ , , _ , , , , , , , , , , ,
第2条による改正後	第2条による改正前
第 6 条 [略]	第 6 条 [略]
2 期末手当の額は、それぞれその基	2 期末手当の額は、それぞれその基
準日現在における第2条に規定する	準日現在における第2条に規定する
議員報酬の額(基準日以前 6 箇月の	議員報酬の額(基準日以前6箇月の

期間において同条に掲げる職の間に 異動のあつたときは、異動前及びじて 規則で定める額。以下この額員報酬の語に で定める額。以下の額員報酬の額に で定める額。以下の額員報酬の額に 100分の20を乗じて得た額の合計額 に、6月1日を基準日として支給する場合においては100分の217.5、12 月1日を基準日として支給するでは に、基準日以前6箇月以内のの次 た額に、基準日以前6箇月以内の次 の各号に掲げる区分に応じ、額とする。

 $(1) \sim (4)$  [略]

3~5 [略]

期間において同条に掲げる職の間に 異動のあつたときは、異動前及び足 規則で定める額。以下この議員報酬の福間ににおいて 100分の20を乗じて得た額の合計額 に、6月1日を基準日として支給するは 100分の212.5、12 月1日を基準日として支給する場合 においては100分の212.5を乗じてののの222.5を乗じてののの222.5を乗じてののの222.5を乗じてののの222.5を乗じてののの222.5を乗じてのののではおけるとのではおける区分に応じて得た額におけると表にある。

 $(1) \sim (4)$  [略]

3~5 [略]

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4 月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末 手当に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

## 規則

労務職員の給与等に関する規則及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 1 2 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

#### 神戸市規則第41号

労務職員の給与等に関する規則及び神戸市職員に対する期末手当等の支給 に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第1条 労務職員の給与等に関する規則(昭和31年7月規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	-	1 級 2 級	H 143. 100			142, 300 146, 400					148, 700 152, 800	150 900 155 000			00 158, 700	155, 200 159, 800		157, 500 162, 200					164, 800 170, 700 166, 200 179, 200				172,200 178,900				180, 600 187, 300						192, 400 199, 400							204, 700 214, 900
後		3級	田 204.300	206, 400	208, 500	210,600	214, 300	216, 100	217,900	219, 700	221, 300	224, 400	225, 400	227, 400	228, 900	230, 400	232, 000	233, 500	238,000	237, 900	239, 200	240, 500	241,800	244, 700	246, 200	247, 800	249, 400	252, 700	254, 400	256, 000	257,800	261, 400	263,000	264,800	266, 500	268, 200	270,000	273, 500	275, 100	276,900	278, 700	280, 500	282, 200	283 900
		4級給料用額		242,900	244, 700	246, 500	250.000	251,800	253, 600	255, 300	257, 100	260 700	262, 700	264, 400	266, 300	268, 200	270, 100	271,800	275,500	277,000	278,900	280, 900	282, 900	286, 700	288, 500	290, 300	292, 100	295, 600	297, 300	299, 000	300, 700	304, 100	305, 900	307,700	309, 500	311, 200	312,900	316,700	318, 100	319,800	321, 400	323,000	324, 500	396 000
		5級給料日額	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	260,000	261,800	263,600	263, 300	269, 200	271, 100	273,000	274, 900	278 700	280 500	282, 100	283, 700	285, 300	287, 200	289, 300	291,300	295, 300	297, 300	299, 300	301,300	305, 200	307, 200	309, 100	311,000	314,800	316, 700	318,500	320,000	323, 100	324, 700	326,300	327, 900	329, 600	331,200	334 600	336, 300	337, 900	339, 300	340, 700	342, 100	2/2 500
田 寿 筆 り 学 茶 職 絵 約 寿 ( 筆 3 冬 間 仮 )	加致形4 万货服	職員の区分	再任用職員以外の	搬																																								
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	6年女(形)	機務のおおいる		2	es .	4 4	၈ မ	· -	∞	6	10	11	13	14	15	16	17	81 5	6T	21	22	23	24	26	27	28	62.0	31	32	33	34	36	37	38	39	40	41	42	44	45	46	47	48	
2間(な)	大河流	1級給料月額	日35.000	136, 100	137, 200	138,300	139, 300	141, 500	142, 600	143, 600	144, 700	145, 800 146, 900	147,900	149,000	150, 100	151,200	152, 300	153,500	155, 700	157,000	158, 400	159,800	161, 200	164, 200	165, 900	167, 600	170 900	172,600	174,300	175, 900	177,600	181,000	182, 600	184, 300	186,000	187, 700	189, 400	192, 900	194, 700	196, 500	197, 900	199, 300	200, 700	000
改正副		2級給料日額	日39, 100	140, 200	141, 300	142, 400	143, 400	145,600	146, 700	147,700	148,800	151 000	152,300	153, 500	154, 700	155, 900	157,000	158, 400	161 200	162,600	164, 200	165, 900	167,600	170, 900	172,600	174,300	177,600	179,300	181,000	182, 600	184,300	187, 700	189, 400	191, 100	192, 900	194, 700	196,500	200.900	203,000	205, 100	207, 000	208, 900	210, 700	213 500
		3級給料日額	日 202.000	204, 100	206, 200	208, 300	212,000	213,800	215,600	217, 400	219,000	999 900	223, 800	225, 300	226, 800	228, 300	229, 900	231, 500	233, IOU 234, 600	236, 100	237, 500	238, 900	240, 300	243, 400	245,000	246, 700	248, 400	250, 100	253, 500	255, 200	257,000	256, 600	262, 400	264, 300	266, 100	267, 900	269, 700	273, 300	275, 100	276,900	278, 700	280, 500	282, 200	000 000
		4級給料日額	日 239 700	241,600	243, 500	245, 300	249, 000	250, 800	252, 600	254, 400	256, 200	258,000	261, 700	263, 700	265, 600	267, 500	269, 400	271, 200	275, 100	276,900	278,900	280, 900	282, 900	286, 700	288, 500	290, 300	292, 100	295, 600	297, 300	299, 000	300, 700	304, 100	305, 900	307, 700	309, 500	311, 200	312,900	316,700	318, 100	319,800	321, 400	323,000	324, 500	000 300
		5級給料日額	257 400	259, 200	261,000	262, 800	264, 700	268, 400	270, 300	272, 200	274, 100	277 900	979 800	281,600	283, 400	285,300	287, 200	289, 300	291, 300	295, 300	297, 300	299, 300	301, 300	305, 200	307, 200	309, 100	311,000	314,800	316, 700	318, 500	320,000	323, 100	324, 700	326,300	327, 900	329, 600	331, 200	334 600	336, 300	337, 900	339, 300	340, 700	342, 100	070

_	_						_		_			_		_	_	_	_	_		_					_												_	_	_	_			_	_	_
_	_	_		_			_	_		_		_		_	_	_				_				_															_					_	_
346, 300	349,000	350, 200	351,400	352, 600	353, 700	354,500	356 100	356, 900	357, 600	358, 300	359,000	359, 600	360, 100	300, 000	361, 100	362, 100	362, 600	363, 100	363, 600	364, 100	364, 600	365, 500	366,000	366, 500	366, 900	367, 800	368, 200	368, 600	369, 300	369, 600	369, 900	370,500	370,800	371,000	371,500	371,700	371,900	372, 100	372, 400	372,800	373,000	373, 200	373,400	373,000	374 000
229, 100	332, 100	333, 400	334, 700	335, 900	337, 100	338,300	340, 500	341,600	342, 400	343, 200	343,900	344, 600	345, 100	345,000	346, 100	347,000	347.400	347, 800	348, 200	348, 600	349,000	349, 400	350, 100	350, 500	350,800	351, 400	351, 700	352,000	352, 600	352, 900	353, 100	353, 600	353,800	354,000	354, 400	354, 600	354, 800	355,000	355, 200	355, 600	355, 700	355, 900	356, 100	356, 300	356, 400
280, 400	290, 800	292, 500	294, 200	295, 900	297, 500	300, 300	302, 500	304, 100	305, 800	307, 500	309, 100	310, 700	312, 200	012, 100	315, 200	318, 200	319, 700	321, 200	322, 600	324, 000	325, 400	328, 200	328, 800	329, 400	330,000	331, 000	331, 500	331, 900	332, 700	333, 100	333, 500	334, 100	334, 400	334, 700	335, 100	335, 300	335, 500	335, 700							
216, 100	219, 500	221, 200	222, 900	224, 600	226, 300	224,300	231, 100	232, 700	234, 200	235, 700	237, 200	238, 800	240, 300	241,000	243,400	246,600	248, 300	250,000	251,700	253, 500	255, 200	258, 600	260, 300	262,000	263,700	266, 900	268, 500	270, 100	273, 300	274,900	276, 400	279, 400	280, 900	282, 300	285, 100	286, 300	287, 500	288, 700	290,000	292, 400	293, 600	294, 800	295, 900	297,000	298, 100
204, 500	206, 900	207, 900	209,000	210, 100	211,200	212, 100	213, 900	214, 700	215, 500	216, 300	217,000	217, 700	218,500	213, 500	220, 100	221,600	222, 300	223,000	223, 700	224, 400	225, 100	226, 400	227, 100	227,800	228,500	229, 800	230, 500	231, 100	232, 300	232, 900	233, 500	234, 600	235, 100	235, 600	236, 500	236, 800	237, 100	237, 400	238 100	238, 400	238, 700	239, 000	239, 300	239, 600	793, 200
51	53 5	54	55	56	2.5	200	90	61	62	63	64	65	66	70	δ 0	20	71	72	73	74	75	22	78	62	08 2	82	83	80 84 4. 13	98	87	∞ σ ∞ ∞	06	91	925	93	95	96	97	χ σ σ	100	101	102	103	104 105	106
	_																																												
,300	000	, 200	, 400	,600	,700	300	100	. 900	. 600	, 300	, 000	, 600	, 100	000,	, 100	100	600	, 100	, 600	,100	, 600	500	366,000	, 500	, 900	, 800	, 200	000	, 300	, 600	900	, 500	, 800	, 000	. 500	, 700	371,900	, 100	, 400	372,800	373,000	373, 200	373, 400	373,600	373,800
																																												379	377
329, 100	332, 100	333, 400	334, 700	335, 900	337, 100	338,300	340, 500	341,600	342, 400	343, 200	343,900	344, 600	345, 100	343,000	346, 100	347,000	347, 400	347, 800	348, 200	348, 600	349,000	349, 400	350, 100	350, 500	350, 800	351, 400	351, 700	352,000	352, 600	352, 900	353, 100	353, 600	353, 800	354,000	354, 200	354, 600	354, 800	355,000	355 400	355, 600	355, 700	355, 900	356, 100	356, 300	356, 400
287, 400	290, 800	292, 500	294, 200	295, 900	297, 500	300, 200	302, 500	304, 100	305, 800	307, 500	309, 100	310, 700	312, 200	915,700	315, 200	318, 200	319, 700	321, 200	322, 600	324,000	325, 400	328, 200	328, 800	329, 400	330,000	331,000	331, 500	331,900	332, 700	333, 100	333, 500	334, 100	334, 400	334, 700	335, 100	335, 300	335, 500	335, 700							
218,300	221,700	223, 400	225,000	226, 600	228, 300	223, 900	233, 100	234, 500	236,000	237, 400	238,800	240, 200	241,600	243,000	244, 400	247, 500	249, 200	250, 900	252, 500	254, 200	255, 900	259,300	261,000	262, 700	264, 400	267, 500	269,000	270,500	273, 600	275, 100	276,400	279, 400	280,900	282, 300	285, 000	286, 300	287, 500	288, 700	290,000	292, 400	293, 600	294,800	295, 900	297,000	290, 100
106, 900	209, 300	210, 300	211, 400	212, 400	213, 400	214, 200	215, 100	216, 700	217, 500	218, 300	218, 900	219, 600	220, 300	991 800	221, 000	223, 100	223, 700	224, 300	224, 900	225, 400	226, 000	227, 200	227, 900	228, 600	229, 300	230, 500	231, 200	231,800	232, 900	233, 400	233, 900	234, 800	235, 300	235, 600	236, 500	236, 800	237, 100	237, 400	238, 100	238, 400	238, 700	239, 000	239, 300	239, 000	793, 200
C/1 C	_				2.5			_		_					_	_			_	_	_			_	_																	_		_	

		IT /		
374, 400 374, 500 374, 900 375, 000 375, 100	二 [公			
356, 900 357, 000 357, 200 357, 400 357, 400 357, 500 357, 900 357, 900 358, 000	[24]			
	[報]			
300, 500 301, 200 301, 800 302, 400 303, 400 303, 900 304, 400 304, 900 305, 900 305, 900 306, 800 307, 200	308, 000 308, 400 308, 800 [唐]			
	[월]			
108 109 111 111 111 111 111 112 113 113	122 123 124 125			
	[吳山]			
00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00				
374, 400 374, 500 374, 700 375, 900 375, 100	- Republication			
356,900 357,000 357,200 357,300 357,500 357,700 357,700 357,900 357,900	<b>型</b>			
356,900 357,000 357,200 357,400 357,400 357,700 357,700 357,700 357,900 357,900 358,900	[ 24] [ 24]			
	[ 投篇 ]			
	[ 投篇 ]			
108         300, 500         356, 900           109         301, 800         357, 000           110         302, 800         357, 200           111         302, 900         357, 300           113         302, 900         357, 500           114         303, 900         357, 500           115         304, 400         357, 800           116         304, 900         357, 800           117         305, 400         357, 900           118         305, 400         358, 900           119         306, 400         358, 900           120         307, 600         307, 600	308,000 308,000 308,800 [原各]			

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則 (昭和42年 2月規則第63号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附則	附則
(施行期日)	
1 この規定は、公布の日から施行	この規定は、公布の日から施行し、
し、昭和42年1月1日から適用す	昭和42年1月1日から適用する。
<u> </u>	
2 第3条第2項の規定の適用につい	
ては、当分の間、同項中「100分の1	
20」とあるのは、「100分の130」と	
<u>する。</u>	

第3条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第3条による改 正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号にお いて「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第3条による改正後	第3条による改正前
附則	附則
(施行期日)	(施行期日)
1 [略]	1 [略]
2 第3条第2項の規定の適用につい	2 第3条第2項の規定の適用につい
ては、当分の間、同項中「100分の1	ては、当分の間、同項中「100分の1
20」とあるのは、「 <u>100分の125</u> 」と	20」とあるのは、「 <u>100分の130</u> 」と
する。	する。

附則

(施行期日等)

- 第1条 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和5 年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の労務職員の給与等に関する規則(以下「改正後 の給与規則」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員の給料及 びこれに相当する同項第1号に規定する会計年度任用職員の報酬は、改正後の 給与規則の規定にかかわらず、令和4年11月30日までの間は、なお従前の例に よる。
- 4 第2条の規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与等の内払)

第2条 改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、 改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。

## 告 示

#### 神戸市告示第536号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和58年4月条例第3号)第11条第2項(同条例第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年12月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、 及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先 別表のとおり
- 2 保管期間

この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から 1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相 当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないと きは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

#### 別表

自転車等の保 管及び返還の 場所	自転車が置かれ、又放 置されていた場所	撤去し、及び保管自転車等の台数	をした	撤去し,及 び保管した 年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子 8丁目20番19 号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域 垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域 垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域 舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 原動機付自転車 自転車 原動機付自転車 自転車 原動機付自転車 自転車 原動機付自転車	2台 0台 6台 1台 1台 1台 0台	令和 4 年 11 月 1 日 令和 4 年 11 月 7 日 令和 4 年 11 月 11 日	垂水区福田 5 丁目 6 番20号 建設局垂水建 設事務所 電話707-0234

垂水駅周辺自転車等	自転車	2台	令和4年11
放置禁止区域	原動機付自転車	1台	月16日
舞子駅周辺自転車等	自転車	0台	
放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
垂水駅周辺自転車等	自転車	2台	令和4年11
放置禁止区域	原動機付自転車	0台	月28日
舞子駅周辺自転車等	自転車	2台	
放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
垂水区管内長期放置	自転車	3台	令和4年11
<b>並小位目的文規</b> 版值	原動機付自転車	0台	月28日

## 神戸市告示第537号

地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年12月20日

神戸市長 久 元 喜 造

1 名称

小東山本町2丁目西自治会

2 規約に定める目的

西自治会は、会員相互の親睦と、清潔で明るい地域社会づくりに貢献することを目指し、その目的を果たすために次の活動を行います。

- (1) 住民福祉の増進と親睦、互助に関する活動
- (2) 環境、衛生状態の向上と、清掃に関する活動
- (3) 防犯意識の高揚に必要な活動
- (4) 火災の予防と防火意識の普及に必要な活動
- (5) 共有財産の維持管理に関する活動
- (6) その他、西自治会の存在目的を果たすために必要な活動
- 3 区域

神戸市垂水区小東山本町2丁目19番、及び23番から31番の住宅地

4 主たる事務所

神戸市垂水区小東山本町2丁目27番9号

5 代表者の氏名

川手 淳吏

6 代表者の住所

神戸市垂水区小東山本町2丁目27番9号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止

なし

8 職務代行者の選任

なし

9 代理人

なし

10 認可年月日

令和4年12月1日

#### 神戸市告示第538号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和58年4月条例第3号)第11条第2項(同条例第12条第2項において準用する場合を含む。)第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年12月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。
- 2 保管期間

この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)

- 3 返還事務を行う時間
  - (1) 西部保管所·西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

(ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。)

- イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。
- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から 1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相 当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないと きは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

#### 別表

自転車等の保 | 自転車等が置かれ、又 | 撤去及び保管した自転 | 撤去及び保 | 問い合わせ先

管及び返還の 場所	は放置されていた場所	車等の台数		管した年月 日	
長田区西代通 1丁目1番	高速長田駅周辺自転車 等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	11台	令和4年11 月1日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメ
西代保管所	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 原動機付自転車	7台		リ石1番地 <i>0</i> 1
長田区御屋敷通2丁目6番	鷹取駅(南・北)周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	5台 1台	令和4年11 月8日	建設局西部建設事務所 電話742-242/
西部保管所	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 原動機付自転車	23台		电前(42 242
長田区西代通 1丁目1番	板宿駅周辺自転車等放 置禁止区域	自転車 原動機付自転車	15台	令和4年11 月9日	
西代保管所	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 原動機付自転車	6台		
須磨区須磨浦 通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅 周辺自転車等放置禁止 区域	自転車原動機付自転車	1台	令和4年11 月10日	
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 原動機付自転車			
長田区西代通 1丁目1番	高速長田駅周辺自転車 等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	7台	令和4年11 月15日	
西代保管所	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 原動機付自転車	9台		
長田区御屋敷 通2丁目6番	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	32台	令和4年11 月16日	
西部保管所	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 原動機付自転車	42台 3台		
須磨区西落合 6丁目1番	名谷・妙法寺駅周辺自 転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	16台	令和4年11 月17日	
名谷保管所	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 原動機付自転車	4台 1台		
長田区御屋敷通2丁目6番	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	20台	令和 4 年11 月24日	
西部保管所	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 原動機付自転車	14台 3 台		
長田区西代通 1丁目1番	板宿・西代駅周辺自転 車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台	令和 4 年11 月29日	

西代保管所	長田・須磨区管内長期	自転車	31台	
	放置	原動機付自転車		

#### 神戸市告示第539号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和58年4月条例第3号)第11条第2項(同条例第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、 及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。 別表のとおり
- 2 保管期間

この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)

3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

- (ア) 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。
- (イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで。
- (ウ) 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め(日曜日,祝日を除く)連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。
- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から 1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不 相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができない ときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

#### 別表

自転車等の保 管及び返還の 場所	自転車等が置かれ、又 は放置されていた場所	撤去し、及び保管し 自転車等の台数	<b>した</b>	撤去し、及 び保管した 年月日	問い合わせ先
西区高塚台6	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 6	6台	令和4年11 日24日	西区玉津町今 津字宮の西
西神保管所	西神南駅前自転車駐車	自転車 3	3台		333番地の1

電話992-3763	場内長期放置 西建設事務所管内自転 車等放置禁止区域外長 期放置	自転車 4	令和 4 年11 台 日29日	建設局西建設 事務所 電話912-3750
	西建設事務所管内自転 車等放置禁止区域外長 期放置	原付 1	台	
西区学園西町 3丁目2番地	伊川谷駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1	台	
学園都市保管所	伊川谷駅前自転車駐車 場内長期放置	自転車 1	台	
電話795-4618	学園都市駅前自転車駐 車場内長期放置	自転車 1	台	

#### 神戸市告示第540号

神戸市市税条例(昭和25年8月条例第199号)第23条の2第1項第3号の規定に基づき、令和4年9月13日付け神戸市告示第404号で、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人として指定した法人より、告示事項の一部変更の届出があったので、次のとおり告示する。

令和 4 年12月20日

神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
	令和4年9月6日	学校法人 睦学園
20220002	(令和4年1月1日以後に支出	理事長 河野 真
	された寄附金)	神戸市須磨区行幸町二丁目7番3号

#### 変更事項及びその内容

#### 代表者の氏名

(変更後) 理事長 河野 真 (変更前) 理事長 渡邉 東

#### 神戸市告示第541号

神戸市市税条例 (昭和25年8月条例第199号) 第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和 4 年12月20日

神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20220003	令和4年11月30日 (令和4年3月28日から令和9 年3月27日までに支出された寄 附金)	NPO法人はんしん高齢者くらしの相談室 理事 谷口 昌良 神戸市東灘区田中町一丁目15番5号メインス テージ本山301号

## 神戸市告示第542号

次の事業者について、介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条の規定により告示する。

令和4年12月20日

介護保険事 業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービスの 種類
2860190459	花えみか訪 問看護ステ ーション	兵庫県神戸 市東灘区森 北町2丁目 4番9号 202号室	特定非営利活動法人花えみか	兵庫県神戸 市東灘区森 北町2丁目 4番9号 202号室	令和4年12 月1日	介護予防訪問看護
2860190459	花えみか訪 問看護ステ ーション	兵庫県神戸 市東灘区森 北町2丁目 4番9号 202号室	特定非営利活動法人花えみか	兵庫県神戸 市東灘区森 北町2丁目 4番9号 202号室	令和 4 年12 月 1 日	訪問看護
2860190467	エイワ訪問 看護ステー ションみか げ	兵庫県神戸 市東灘区住 吉山手2丁 目11番26号	株式会社ニ ッコー・ケ イサービス みかげ倶楽 部	大阪府大阪 市西区本田 3丁目2番 1号	令和4年12 月1日	介護予防訪問看護
2860190467	エイワ訪問 看護ステー ションみか げ	兵庫県神戸 市東灘区住 吉山手2丁 目11番26号	株式会社ニ ッコー・ケ イサービス みかげ倶楽	大阪府大阪 市西区本田 3丁目2番 1号	令和4年12 月1日	訪問看護

			部			
2860790357	ありす訪問 看護神戸ス テーション	兵庫県神戸 市須磨区戎 町1丁目5 -2 102 号室	株式会社B ranch es	福岡県福岡市博多区祇園町2-11	令和4年12 月1日	介護予防記 問看護
2860790357	ありす訪問 看護神戸ス テーション	兵庫県神戸 市須磨区戎 町1丁目5 -2 102 号室	株式会社B ranch es	福岡県福岡 市博多区祇 園町2-11	令和4年12 月1日	訪問看護
2865290585	訪問看護ス テーション haru style 神戸	兵庫県神戸 市西区水谷 3丁目13- 13 ダイワ 運輸 本社 ビルA	Infin i株式会社	兵庫県神戸 市北区松宮 台1丁目5 番地の18	令和4年12 月1日	介護予防記問看護
2865290585	訪問看護ス テーション haru style 神戸	兵庫県神戸 市西区水谷 3丁目13- 13 ダイワ 運輸 本社 ビルA	Infin i株式会社	兵庫県神戸 市北区松宮 台1丁目5 番地の18	令和4年12 月1日	訪問看護
2870103799	介護付有料 老人ホーム プレザング ラン岡本	兵庫県神戸 市東灘区岡 本七丁目3 -21	株式会社ケ ア21	大阪府大阪 市北区堂島 二丁目2番 2号	令和4年12 月1日	介護予防特 定施設入局 者生活介語
2870103799	介護付有料 老人ホーム プレザング ラン岡本	兵庫県神戸 市東灘区岡 本七丁目3 -21	株式会社ケ ア21	大阪府大阪 市北区堂島 二丁目2番 2号	令和 4 年12 月 1 日	特定施設力居者生活分
2870103807	ケアプラン センターも えぎ	兵庫県神戸 市東灘区深 江北町2- 9-1 ア ネックス北 町館103号	株式会社ユメゾウ	兵庫県神戸 市北区緑町 5丁目2番 7号	令和 4 年12 月 1 日	居宅介護党援
2870203151	Gadol Home	兵庫県神戸 市灘区岩屋	NPO法人 Gadol	兵庫県神戸 市灘区岩屋	令和4年12 月1日	訪問介護

		中町4丁目 5番10号	H o m e	中町4丁目 5番10号		
2870503915	ヘルパース テーション ラグナケア	兵庫県神戸 市兵庫区大 開通8丁目 1-21-2 階 イーデ ンハイツオ クトピア	社会福祉法 人 報恩会	兵庫県神戸 市兵庫区大 開通8丁目 1番21号一 2階	令和4年12 月1日	訪問介護
2870503923	介護サポー ト ぱんだ	兵庫県神戸 市兵庫区駅 南通3丁目 1番20号白 澤ビル2階	合同会社 S E C	兵庫県神戸 市兵庫区駅 南通3丁目 1番20号白 澤ビル2階	令和4年12 月1日	訪問介護
2870603673	パル ケア サービス	兵庫県神戸 市長田区日 吉町6丁目 6番18号	合同会社パーリイ	兵庫県神戸 市須磨区松 風町3丁目 1番3号- 907	令和 4 年12 月 1 日	訪問介護
2875004166	すずらん台 訪問介護ス テーション	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台南町9丁 目1番10号	株式会社サ ンガジャパ ン	埼玉県さい たま市大宮 区桜木町1 丁目11番地 9	令和 4 年12 月 1 日	訪問介護
2875004174	笑輪	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台東町3丁 目3-25- 101	株式会社笑輪	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台東町3丁 目3番25号 -101	令和4年12 月1日	訪問介護
2875004182	かいごへる ・ぱー ハ イ・にこ・ ポン	兵庫県神戸 市北区有野 町有野字宮 の下927-1	一般社団法 人神戸総合 支援センタ ーheart	兵庫県神戸 市北区藤原 台南町3丁 目9番12号	令和 4 年12 月 1 日	訪問介護
2875104362	訪問介護事 業所さかの うえ	兵庫県神戸 市中央区中 町通4丁目 2-11村上 ビル4F	スロープ株式会社	兵庫県神戸 市中央区中 町通4丁目 2番11号村 上ビル4階	令和4年12 月1日	訪問介護
2875205169	ながいきケ	兵庫県神戸	株式会社	大阪府門真	令和4年12	訪問介護

アヘルパー	市西区伊川	ながいき	市本町3番	月1日	
神戸西	谷町有瀬14		17号1階		
	-21 プリ				
	マベーラ伊				
	川谷K				

## 神戸市告示第543号

次の事業者について、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和 4 年12月20日

				11.		
介護保険事 業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービスの 種類
2870203151	Gadol Home	兵庫県神戸 市灘区岩屋 中町4丁目 5番10号	NPO法人 Gadol Home	兵庫県神戸 市灘区岩屋 中町4丁目 5番10号	令和4年12 月1日	介護予防訪 問サービス
2870203151	Gadol Home	兵庫県神戸 市灘区岩屋 中町4丁目 5番10号	NPO法人 Gadol Home	兵庫県神戸 市灘区岩屋 中町4丁目 5番10号	令和4年12 月1日	生活支援訪問サービス
2870503915	ヘルパース テーション ラグナケア	兵庫県神戸 市兵庫区大 開通8丁目 1-21-2 階 イーデ ンハイツオ クトピア	社会福祉法 人 報恩会	兵庫県神戸 市兵庫区大 開通8丁目 1番21号- 2階	令和 4 年12 月 1 日	介護予防訪 問サービス
2870503923	介護サポー ト ぱんだ	兵庫県神戸 市兵庫区駅 南通3丁目 1番20号白 澤ビル2階	合同会社S EC	兵庫県神戸 市兵庫区駅 南通3丁目 1番20号白 澤ビル2階	令和4年12 月1日	介護予防訪 問サービス
2870503923	介護サポー ト ぱんだ	兵庫県神戸 市兵庫区駅	合同会社S EC	兵庫県神戸 市兵庫区駅	令和4年12 月1日	生活支援訪問サービス

		南通3丁目 1番20号白 澤ビル2階		南通3丁目 1番20号白 澤ビル2階		
2875004166	すずらん台 訪問介護ス テーション	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台南町9丁 目1番10号	株式会社サ ンガジャパ ン	埼玉県さい たま市大宮 区桜木町1 丁目11番地 9	令和4年12 月1日	介護予防訪 問サービス
2875004166	すずらん台 訪問介護ス テーション	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台南町9丁 目1番10号	株式会社サ ンガジャパ ン	埼玉県さい たま市大宮 区桜木町1 丁目11番地 9	令和4年12 月1日	生活支援訪問サービス
2875004174	笑輪	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台東町3丁 目3-25- 101	株式会社笑輪	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台東町3丁 目3番25号 -101	令和4年12 月1日	介護予防訪問サービス
2875004174	笑輪	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台東町3丁 目3-25- 101	株式会社笑輪	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台東町3丁 目3番25号 -101	令和4年12 月1日	生活支援訪問サービス
2875004182	かいごへる ・ぱー ハ イ・にこ・ ポン	兵庫県神戸 市北区有野 町有野字宮 の 下927- 1	一般社団法 人神戸総合 支援センタ ーheart	兵庫県神戸 市北区藤原 台南町3丁 目9番12号	令和4年12 月1日	介護予防訪問サービス
2875104362	訪問介護事 業所さかの うえ	兵庫県神戸 市中央区中 町通4丁目 2-11村上 ビル4F	スロープ株式会社	兵庫県神戸 市中央区中 町通4丁目 2番11号村 上ビル4階	令和4年12 月1日	介護予防訪問サービス
2875104362	訪問介護事 業所さかの うえ	兵庫県神戸 市中央区中 町通4丁目 2-11村上 ビル4F	スロープ株式会社	兵庫県神戸 市中央区中 町通4丁目 2番11号村 上ビル4階	令和4年12 月1日	生活支援訪問サービス
2875205169	ながいきケ	兵庫県神戸	株式会社	大阪府門真	令和4年12	介護予防訪

	アヘルパー神戸西	市西区伊川 谷町有瀬14 -21 プリ マベーラ伊 川谷K	ながいき	市本町3番 17号1階	月1日	問サービス
2875205169	ながいきケ アヘルパー 神戸西	兵庫県神戸 市西区伊川 谷町有瀬14 -21 プリ マベーラ伊 川谷K	株式会社ながいき	大阪府門真 市本町3番 17号1階	令和 4 年12 月 1 日	生活支援訪問サービス

## 神戸市告示第544号

次の事業者について、介護保険法 (平成9年法律第123号) 第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和 4 年12月20日

介護保険事 業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービスの 種類
2890100429	グループホ ーム紫陽花	兵庫県神戸 市東灘区住 吉山手2丁 目11番26号	株式会社ニ ッコー・ケ イサービス みかげ倶楽 部	大阪府大阪 市西区本田 3丁目2番 1号	令和 4 年12 月 1 日	介護予防認 知症対応型 共同生活介 護
2890100429	グループホ ーム紫陽花	兵庫県神戸 市東灘区住 吉山手2丁 目11番26号	株式会社ニ ッコー・ケ イサービス みかげ倶楽 部	大阪府大阪 市西区本田 3丁目2番 1号	令和4年12 月1日	認知症対応 型共同生活 介護
2890100437	みかげ倶楽部	兵庫県神戸 市東灘区住 吉山手2丁 目11番26号	株式会社ニ ッコー・ケ イサービス みかげ倶楽 部	大阪府大阪 市西区本田 3丁目2番 1号	令和4年12 月1日	複合型サー ビス(看護 小規模多機 能型居宅介 護)
2890700319	愛の園デイ	兵庫県神戸	社会福祉法	兵庫県神戸	令和4年12	介護予防認

	サービスひだまり	市須磨区妙 法寺字野路 山1053番	人ぶどうの 枝福祉会	市須磨区妙 法寺字野路 山1053番	月1日	知症対応型通所介護
2895200505	芦屋グルー プホーム華	兵庫県神戸 市西区玉津 町新方551	有限会社アクシル	兵庫県神戸 市西区中野 1丁目1番 2	令和 4 年12 月 1 日	介護予防認 知症対応型 共同生活介 護
2895200505	芦屋グルー プホーム華	兵庫県神戸 市西区玉津 町新方551	有限会社アクシル	兵庫県神戸 市西区中野 1丁目1番 2	令和 4 年12 月 1 日	認知症対応 型共同生活 介護

## 神戸市告示第545号

次の事業者について、介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和 4 年12月20日

介護保険事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	事業者の名称	事業者の主 たる事務所 の所在地	廃止・辞退 の年月日	サービスの 種類
2870201114	愛のき	兵庫県神戸 市灘区新在 家南町4丁 目11-10	有限会社梅河	兵庫県神戸 市灘区新在 家南町4丁 目11-10	令和 4 年11 月15日	介護予防福 祉用具貸与
2870201114	愛のき	兵庫県神戸 市灘区新在 家南町4丁 目11-10	有限会社梅河	兵庫県神戸 市灘区新在 家南町4丁 目11-10	令和4年11 月15日	特定介護予 防福祉用具 販売
2870201114	愛のき	兵庫県神戸 市灘区新在 家南町4丁 目11-10	有限会社梅河	兵庫県神戸 市灘区新在 家南町4丁 目11-10	令和4年11 月15日	特定福祉用具販売
2870201114	愛のき	兵庫県神戸 市灘区新在	有限会社梅河	兵庫県神戸 市灘区新在	令和4年11 月15日	福祉用具貸

	エイワ訪問	家南町 4 丁 目11-10 兵庫県神戸	株式会社二	家南町 4 丁 目11-10 大阪府大阪	0.5.4	A 346 - 111 - 11
2860190244	看護ステー ション み かげ	市東灘区住 吉山手2- 11-26	ッコー・ケ イサービス	市西区本田 3丁目2番 1号	令和 4 年11 月30日	介護予防訪   問看護 
2860190244	エイワ訪問 看護ステー ション み かげ	兵庫県神戸 市東灘区住 吉山手2- 11-26	株式会社ニ ッコー・ケ イサービス	大阪府大阪 市西区本田 3丁目2番 1号	令和 4 年11 月30日	訪問看護
2870803711	ヘルパース テーション じらふ	兵庫県神戸 市垂水区名 谷町梨原 2358番地の 1 リバー パレス中西 205号	株式会社ジラフ	兵庫県神戸 市垂水区名 谷町梨原 2358番地の 1	令和 4 年11 月30日	訪問介護
2875203156	アーバンズ ケアステー ション	兵庫県神戸 市西区前開 南町2丁目 6-31-312	合同会社アーバンズ	兵庫県神戸 市西区前開 南町2丁目 6-31-312	令和 4 年11 月30日	訪問介護

## 神戸市告示第546号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて 事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・ 介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和 4 年12月20日

介護保険事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	事業者の名称	事業者の主 たる事務所 の所在地	廃止・辞退 の年月日	サービスの 種類
2875203156	アーバンズ ケアステー ション	兵庫県神戸 市西区前開 南町2丁目 6-31-312	合同会社アーバンズ	兵庫県神戸 市西区前開 南町2丁目 6-31-312	令和4年11 月30日	介護予防訪問サービス
2875203156	アーバンズ	兵庫県神戸	合同会社ア	兵庫県神戸	令和4年11	生活支援訪

ケアステー	市西区前開	ーバンズ	市西区前開	月30日	問サービス
ション	南町2丁目		南町2丁目		
	6 -31-312		6 -31-312		

## 神戸市告示第547号

次の事業者について、介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和 4 年12月20日

介護保険事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	事業者の名称	事業者の主 たる事務所 の所在地	廃止・辞退 の年月日	サービスの 種類
2890100205	グループホ ーム紫陽花	兵庫県神戸 市東灘区住 吉山手2丁 目11番26号	株式会社ニ ッコー・ケ イサービス	大阪府大阪 市西区本田 3丁目2番 1号	令和 4 年11 月30日	介護予防認 知症対応型 共同生活介 護
2890100205	グループホ ーム紫陽花	兵庫県神戸 市東灘区住 吉山手2丁 目11番26号	株式会社ニ ッコー・ケ イサービス	大阪府大阪 市西区本田 3丁目2番 1号	令和4年11 月30日	認知症対応型共同生活介護
2890100213	みかげ倶楽部	兵庫県神戸 市東灘区住 吉山手2丁 目11番26号	株式会社ニ ッコー・ケ イサービス	大阪府大阪 市西区本田 3丁目2番 1号	令和4年11 月30日	複合型サー ビス(看護 小規模多機 能型居宅介 護)
2895200026	芦屋グルー プホーム華	兵庫県神戸 市西区玉津 町新方551	株式会社華	兵庫県神戸 市西区玉津 町新方551	令和 4 年11 月30日	介護予防認 知症対応型 共同生活介 護
2895200026	芦屋グルー プホーム華	兵庫県神戸 市西区玉津 町新方551	株式会社華	兵庫県神戸 市西区玉津 町新方551	令和4年11 月30日	認知症対応 型共同生活 介護

#### 神戸市告示第548号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の6第2項の規定により、次のとおり認定した。 令和4年12月20日

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定計画者

グループ名:株式会社村上工務店を代表とするグループ

代表法人 : 株式会社村上工務店

構成法人 :株式会社ティーハウス建築設計事務所、

一般社団法人リバブルシティイニシアティブ

2 認定をした日

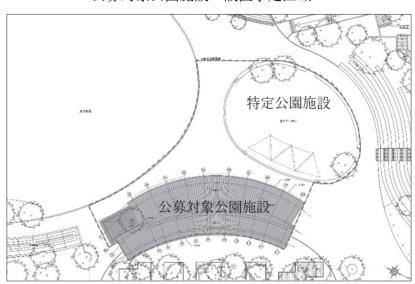
令和 4 年10月31日

3 認定の有効期間

公募対象公園施設の設置許可日から20年間

4 公募対象公園施設の場所

東遊園地(神戸市中央区加納町6丁目)内指定場所



公募対象公園施設の設置予定区域

#### 神戸市告示第549号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり 指定した。

令和 4 年12月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 公の施設及び指定管理者
  - (1) 相楽園

神戸市兵庫区下沢通7丁目2番28号

神戸市造園協力会・神戸市公園緑化協会グループ 代表者 一般社団法人神戸市造園協力会 代表理事 東 真

(2) 森林植物園

神戸市須磨区緑台 公益財団法人神戸市公園緑化協会 代表理事 岡田 健二

(3) 離宮公園

神戸市須磨区緑台 神戸須磨離宮グループ

代表者 公益財団法人神戸市公園緑化協会 代表理事 岡田 健二

- (4) 北神戸田園スポーツ公園 神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号 神戸電鉄・ミズノ運営共同事業体 代表者 神戸電鉄株式会社 代表取締役 寺田 信彦
- 2 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

神戸市告示第550号

次の医療機関について、生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和 4 年12月20日

名 称	所 在 地	指定年月日
しらかわレディースクリニック	神戸市須磨区高倉台1丁目1番7号	令和4年12月1日
レイクリニック	神戸市中央区神若通5丁目3番26号	令和4年11月1日
カワセミ薬局	神戸市灘区福住通4丁目5番9号	令和4年11月1日
スギ薬局 神戸元町店	神戸市中央区三宮町3丁目7番6号	令和4年12月1日
訪問看護ステーション アスカ ケアライフ灘	神戸市灘区中原通2丁目1番18号	令和4年8月1日
訪問看護ステーションharu style神戸	神戸市西区水谷 3 丁目13番13号	令和4年12月1日

#### 神戸市告示第551号

次の指定医療機関について、生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和 4 年12月20日

神戸市長 久 元 喜 造

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団神戸歯科診療所	神戸市長田区細田町6丁目1番20号	令和4年11月9日

#### 神戸市告示第552号

次の指定医療機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和 4 年12月20日

神戸市長 久 元 喜 造

名 称	所 在 地	廃止年月日
レイ眼科クリニック	神戸市中央区京町74番	令和 4 年10月31日
河合歯科医院	神戸市垂水区神田町6番16号	令和 4 年10月31日
カワセミ薬局	神戸市灘区福住通4丁目5番9号	令和 4 年10月31日
コトブキ調剤薬局 須磨店	神戸市須磨区衣掛町3丁目1番15号	令和4年11月30日

#### 神戸市告示第553号

次の指定介護機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和 4 年12月20日

当該変更にか かる介護事業 所の名称	当該変更にか かる介護事業 所の所在地	介護事業者の 名称	介護事業者の主 たる事務所の所 在地	変更年月日	サービス種類
ケア21神戸北	(新) 神戸市 北区鈴蘭台北 町1丁目2番 4号 (旧) 神戸市 北区鈴蘭台北 町4丁目1番 1号	株式会社ケア 21	大阪府大阪市北 区堂島2丁目2 番2号	令和4年11 月7日	訪問介護 介護予防訪問 介護予防訪問 サービス 生活支援訪問 サービス
ケア21こうべ きた	(新) 神戸市 北区鈴蘭台北 町1丁目2番 4号 (旧) 神戸市 北区鈴蘭台北 町4丁目1番 1号	株式会社ケア 21	大阪府大阪市北 区堂島2丁目2 番2号	令和4年11 月7日	居宅介護支援

#### 神戸市告示第554号

次の指定介護機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条4項の規定より、当該指定介護機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和 4 年12月20日

当該休止にか かる介護事業 所の名称	当該休止にか かる介護事業 所の所在地	介護事業者の 名称	介護事業者の主 たる事務所の所 在地	休止年月日	サービス種類
医療法人社団 神戸歯科診療 所	神戸市長田区 細田町6丁目 1番20号	医療法人社団 神戸歯科診療 所	神戸市長田区細 田町6丁目1番 20号	令和4年11 月9日	訪問看護 訪問リハビリ テーション

		居宅療養管理
		指導
		介護予防訪問
		看護
		介護予防訪問
		リハビリテー
		ション
		介護予防居宅
		療養管理指導

#### 神戸市告示第555号

次の施術者について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和 4 年12月20日

神戸市長 久 元 喜 造

## 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
甲南柔道整復院	住吉 正孝	神戸市東灘区北青木2丁目6番15号	令和4年11月1日

#### はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名		施術所の所在地	指定年月日
ハピネスはりきゅ う治療院	大杉 月	朋史	神戸市灘区大土平町2丁目2番10号	令和4年12月1日
あいある治療院	伊東 E	由香	神戸市兵庫区西出町1丁目19番1号	令和4年11月1日

## あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
あいある治療院	伊東 由香	神戸市兵庫区西出町1丁目19番1号	令和4年11月1日

#### 神戸市告示第556号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の

事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。 令和4年12月20日

神戸市長 久 元 喜 造

#### はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
まごころマッサー ジ院	吉田典生	神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和4年11月14日
訪問鍼灸たか	楊聖子	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目16番1 号	令和4年10月31日
訪問鍼灸たか 兵庫治療院	楊聖子	神戸市兵庫区上沢通7丁目1番9号	令和4年10月31日

## あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
まごころマッサー ジ院	吉田典生	神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和4年11月14日

## 神戸市告示第557号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和4年12月21日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年1月3日まで一般の縦覧に供する。

令和 4 年12月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の 種類	路線名	区間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	藤原台南町97 号線	神戸市北区藤原台南町1丁目18番5 地先から	133. 10	6. 00
	<b>分</b> 版	神戸市北区藤原台南町1丁目18番18 地先		

# 公 告

#### 神戸市公告第284号

神戸市都市景観条例(令和3年12月条例第25号)第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和4年12月2日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 代表取締役社長 辻上 広志 東京都千代田区外神田4丁目14番1号
- 2 代理人の氏名、住所及び連絡先

株式会社大林組

西村 海

東京都港区港南2丁目15番2号インターシティB棟070-1043-5384

- 3 景観影響建築行為の概要
  - (1) 所在及び地番 神戸市中央区新港町130番地の2
  - (2) 敷地面積 約23,693平方メートル
  - (3) 建築面積 約12,295平方メートル
  - (4) 延べ面積 約32,788平方メートル
  - (5) 高さ 約46.1メートル
  - (6) 構造 S造一部SRC造
  - (7) 階数 地上7階
  - (8) 建物用途 観覧場、飲食、物販店舗
- 4 市民等に対する説明会の開催日時及び場所

令和4年12月10日(土) 9時30分から

神戸市中央区小野浜町1丁目4番 デザイン・クリエイティブセンター神戸 303号室

5 縦覧の期間

令和4年12月2日から令和4年12月15日まで

## 神戸市公告第285号

土地改良法第95条の2第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、土地改良事業共同施行の変更を次のとおり認可します。

令和4年12月5日

共同施行者の名前	地 区 名	認可日
桑坂地区土地改良事業	神戸市北区山田町	<b>△和 4 左11 日 20 日</b>
共同施行	藍那桑坂ほか地区	令和 4 年11月30日

#### 神戸市公告第286号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年12月6日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

		E	土地の	表示		水田山泉
市	区	町	字	地番	面積	変更内容
神戸	北	道場町平田	馬場垣内	353番 1	169m²	農用地区域から除 外する。

#### 神戸市公告第291号

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和 4 年12月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 神戸市西区井吹台東町7丁目2番1、2番5、2番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神戸市西区井吹台東町7丁目3番5号 株式会社 福原精機製作所 代表取締役 山田 剛
- 3 許可番号

令和3年12月23日 第8029号 (変更許可 令和4年10月20日 第2025号)

## 水 道 局

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 4 年 12 月 7 日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第19号

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 神戸市水道局企業職員の給与に関する規程 (昭和31年11月水道管理規程 第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える

				欧上後	SIX .									改正前	副				
別表第1 企業-	卷一般職	一般職給料表(第4条関係)	(条関係)							別表第1 4	企業一般順	一般職給料表(第4条関係)	4条関係)						
職員の	職務の級	1級	2 級	3 殺	4級	5 級	8	7 殺	8 该	職員の	- 職務 の 級	1 級	2 級	3 後	4	5 後	6 殺	7	8 滚
TR XI	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	[報]	[報]	[報]	Ŕ	号給	給料月額	[ 給料月額	[ 給料月額	給料月額	給料月額	[報]	[報]	[월]
再任用		E	E	E	E	田	[十]	[十]	[十]	再任用		田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	E	E	E	E	[報]	[十]	[十]
職員以	1	151, 900	173,600	211, 100	253,300	266, 300				職員以	1	147,900	170, 600	208, 700	251,800	265, 500			
外の職	2	153,000	175,400	212, 900	255,300	268, 400				外の職	2	149,000	172, 400	210, 500	253,800	267,600			
	ಣ	154, 100	177,200	214, 700	257,300	270, 500				Щ(	65	150, 100	174, 200	212, 300	255,800	269, 700			
	4	155, 200	179,000	216, 400	259,300	272,600					4	151,200	176,000	214,000	257,900	271,800			
	2	156, 500	180,600	218, 100	261,200	274, 500					2	152,500	177, 600	215, 700	260,000	273,700			
	9	157, 900	182, 400	219,800	263, 200	276,600					9	153,900	179, 400	217, 400	262,000	275,800			
	7	159, 200	184, 200	221, 500	265, 200	278, 700					7	155,200	181, 200	219, 100	264, 100	277,900			
	∞	160, 500	186,000	223, 300	267,200	280, 900					∞	156,600	183,000	220, 900	266, 200	280, 100			
	6	161,600	187,600	225, 100	269,300	283, 100					6	157,700	184, 600	222, 700	268, 300	282, 300			
	10	162, 900	189,300	226, 900	271,400	285, 300					10	159, 100	186, 300	224, 500	270, 400	284, 500			
	11	164, 200	191, 200	228, 700	273,500	287, 400					11	160, 500	188, 200	226, 300	272,500	286,600			
	12	165, 500	193, 100	230, 400	275,600	289, 600					12	161,900	190, 100	228, 100	274,600	288,800			
	13	167,000	195,000	232, 100	277,500	291, 500					13	163,400	192, 000	229, 900	276,700	290,800			
	14	168, 700	197,000	233, 900	279,600	293, 400					14	165,300	194, 000	231, 700	278,900	292, 900			
	15	170, 400	198,900	235, 700	281,700	295, 300					15	167, 200	195, 900	233, 500	281,000	295, 100			
	16	172, 100	200,900	237, 400	283,800	297, 200					16	169,000	197, 900	235, 200	283, 100	297, 200			
	17	173,600	202,900	239, 100	285,800	299, 200					17	170,600	199, 900	236, 900	285, 200	299, 200			
	18	175, 400	205, 200	241,000	287,700	301, 400					18	172,400	202, 200	238, 900	287,300	301,400			
	19	177, 200	207,500	243,000	289,600	303, 600					19	174,200	204, 500	240, 900	289, 400	303,600			
	20	179,000	209,800	245,000	291,500	305, 800					20	176,000	206, 800	243, 000	291,500	305,800			
	21	180, 600	211,900	247,000	293, 700	308, 000					21	177,600	208, 900	245, 100	293, 700	308,000			
	22	182, 400	213,700	249,000	295, 900	310, 300					22	179, 400	210, 900	247, 200	295, 900	310,300			
	23	184, 200	215,500	251,000	298, 100	312, 500					23	181,200	212, 900	249, 300	298, 100	312, 500			

	254, 900 302, 300 256, 800 304, 400 258, 700 306, 500 262, 800 311, 700 264, 800 312, 700 266, 900 314, 700 226, 900 318, 600 277, 000 328, 500 287, 600 328, 500 284, 500 328, 500 292, 100 342, 100 296, 000 345, 300 296, 000 345, 300 296, 000 345, 300 296, 000 348, 400 301, 800 349, 700 305		25 184, bu0 216, 700 253, 400 302, 300 316, 800 26 186, 300 218, 600 255, 400 304, 400 319, 000	27 188, 200 220, 500 257, 500 306, 500 321, 200	28 190, 100 222, 400 259, 600 308, 600 323, 500	29 192,000 224,000 261,700 310,700 325,600	30 194,000 225,900 263,900 312,700 327,900	31 195,900 227,800 266,000 314,700 330,100	32 197,900 229,700 268,100 316,700 332,400	33 199, 900 231, 300 270, 200 318, 600 334, 200	34 201, 300 233, 100 272, 200 320, 600 336, 200	35 202, 700 234, 900 274, 200 322, 600 338, 100	36 204, 100 236, 600 276, 200 324, 600 340, 000	37 205,500 238,500 278,200 326,500 341,800	38 206,800 240,300 280,200 328,500 343,700	39 208,100 242,100 282,200 330,500 345,600	40 209, 400 243, 900 284, 200 332, 400 347, 400	41 210,700 245,700 286,200 334,300 349,100	42 211,800 247,400 288,200 336,300 350,900	43 212,900 249,200 290,200 338,300 352,700	44 214,000 251,000 292,100 340,200 354,400	45 215,200 252,600 294,000 342,100 356,200	46 216,400 254,600 296,000 343,700 357,800	47 217,500 256,600 298,000 345,300 359,400	48 218,600 258,600 299,900 346,900 361,000	49 219,500 260,600 301,800 348,400 362,600	50 220,500 262,600 303,800 349,700 364,200	51 221,600 264,600 305,700 351,000 365,800	52 222,600 266,700 307,600 352,300 367,400	
254, 900         302, 300           256, 800         304, 400           258, 700         306, 500           260, 700         308, 600           262, 800         310, 700           264, 800         312, 700           265, 900         314, 700           266, 900         314, 700           271, 000         322, 600           273, 000         324, 600           277, 000         328, 500           278, 800         328, 500           280, 700         328, 500           284, 500         334, 300           288, 500         334, 300           290, 400         342, 100           294, 000         343, 700           296, 000         345, 300           296, 000         345, 300           299, 900         346, 900           301, 800         348, 400           303, 800         349, 700           303, 800         352, 300           307, 600         352, 300	219, 100         254, 900         302, 300           220, 900         256, 800         304, 400           222, 700         258, 700         306, 500           224, 500         260, 700         308, 600           226, 200         262, 800         310, 700           228, 100         264, 800         312, 700           228, 100         265, 900         314, 700           233, 300         271, 000         318, 600           233, 300         271, 000         322, 600           236, 900         275, 000         322, 600           236, 900         275, 000         322, 600           237, 100         278, 800         326, 500           240, 300         277, 000         328, 500           240, 300         278, 800         336, 500           245, 500         284, 500         334, 300           245, 500         288, 500         342, 100           250, 300         296, 400         345, 300           251, 900         295, 000         345, 300           255, 500         296, 000         346, 900           255, 500         296, 000         346, 900           256, 500         299, 900         346, 900 <tr< td=""><td></td><td>(b, 800 (9, 000</td><td>11, 200</td><td>23, 500</td><td>25, 600</td><td>27, 900</td><td>30, 100</td><td>32, 400</td><td>14, 200</td><td>36, 200</td><td>88, 100</td><td>10, 000</td><td>11, 800</td><td>13, 700</td><td>15, 600</td><td>17, 400</td><td>19, 100</td><td>20, 900</td><td>52, 700</td><td>54, 400</td><td>56, 200</td><td>57, 800</td><td>59, 400</td><td>31, 000</td><td>32, 600</td><td>34, 200</td><td>55, 800</td><td>37, 400</td><td></td></tr<>		(b, 800 (9, 000	11, 200	23, 500	25, 600	27, 900	30, 100	32, 400	14, 200	36, 200	88, 100	10, 000	11, 800	13, 700	15, 600	17, 400	19, 100	20, 900	52, 700	54, 400	56, 200	57, 800	59, 400	31, 000	32, 600	34, 200	55, 800	37, 400	
	219, 100 220, 900 222, 700 224, 500 228, 100 229, 900 231, 700 233, 300 234, 300 240, 300 245, 500 247, 100 247, 100 255, 500 255, 500 255, 500 256, 400 263, 400	1 -																												
219, 100 220, 900 222, 700 224, 500 228, 100 228, 100 229, 900 231, 700 233, 300 234, 900 245, 500 245, 500 251, 900 251, 900 252, 500 253, 400 263, 400			254, 900	258, 700	260, 700	262, 800	264, 800	266, 900	269, 000	271,000	273,000	275,000	277,000	278, 800	280, 700	282, 600	284, 500	286, 500	288, 500	290, 400	292, 100	294, 000	296, 000	298, 000	299, 900	301,800	303, 800	305, 700	307, 600	
	187, 600 189, 300 191, 200 193, 100 195, 000 197, 000 197, 000 200, 900 202, 900 204, 200 202, 900 204, 200 204, 200 204, 200 205, 500 207, 900 208, 100 208, 100 210, 500 211, 800 211, 800 211, 800 211, 800 211, 800 212, 300 212, 500 213, 600 221, 500 221, 500 221, 500 221, 500 222, 500	1 -		200	24,500	226, 200	228, 100	229, 900	231,700	233, 300	235, 100	236,900	238,600	240,300	242, 100	243,800	245,500	247, 100	248,700	250,300	251,900	253, 500	255, 500	257, 500	259, 500	261,400	263, 400	265, 400	267, 400	

371,800	373, 200	374, 500	375, 500	376, 500	377,500	378, 500	379, 400	380, 300	381, 200	381,900	382, 500	383, 200	383, 900	384, 500	385, 800	386, 500	387, 100	387,700	388, 400	389, 100	389, 700	390, 300	391,000	391,600	392, 300	393,000	393, 500
355,800 3	356,900 3	358,000 3	359, 200 3	360, 300 3	361,400 3	362, 500 3	363, 300 3	364, 100 3	364,800 3	365, 500 3	366, 100 3		367,300 3		369, 100	369, 600	370,100 3	370,600 3	371, 100 3	371,600 3	372,100 3	372,600 3	373,100 3	373,600 3	374, 100 3	374,600 3	375, 100 3
313, 400	315, 300	317, 200	319, 100	321,000	322, 900	324,800	326, 600	328, 400	330, 100	331,800	332, 900	334, 000	335, 100	336, 200	338, 000	338, 900	339, 700	340, 600	341, 500	342, 300	343, 100	343, 700	344, 300	344, 900	345, 500	346,000	346, 500
272, 900	274,800	276, 900	278, 700	280, 500	282, 300	283, 900	285, 600	287, 300	289, 100	290, 700	292, 500	294, 200	296, 000	297, 800	301,000	302, 600	303, 900	305, 300	306, 700	308, 100	309, 500	310, 900	312, 300	313,600	314, 700	315, 700	316, 700
225,600	226,600	227,600	228,600	229,600	230, 500	231, 400	232, 400	233, 300	234, 300	235, 100	235,900	236,800	237,700	238, 500	240, 200	240,900	241,700	242, 500	243,300	244, 100	244,600	245,300	246,000	246, 700	247, 200	247,700	248, 200
22	99	22	28	69	09	61	62	63	64	65	99	29	89	69	71	72	73	74	75	92	22	78	42	80	81	82	83
008	200	200	200	200	200	200	400	300	200	006	200	200	006	200	008	200	100	200	400	100	200	300	000	009	300	000	200
	900 373, 200	000 374, 500	200 375, 500	300 376, 500	400 377, 500	500 378, 500	300 379, 400	100 380, 300	800 381, 200	500 381,900	100 382, 500		300 383,900		300 385, 800	986, 500	100 387, 100	600 387, 700	100 388, 400	600 389, 100	100 389, 700	600 390, 300	100 391,000	600 391, 600	100 392, 300	600 393,000	100 393, 500
355,800	356,900	358,000	359, 200	360, 300	361,400	362, 500	363, 300	364, 100	364,800	365, 500	366, 100	366, 700	367, 300	367,900	369, 100	369, 600	370, 100	370,600	371, 100	371,600	372, 100	372,600	373, 100	373,600	374, 100	374,600	375,100
313, 400 355, 800	315, 300 356, 900	317, 200 358, 000	319, 100 359, 200	321,000 360,300	322, 900 361, 400	324, 800 362, 500	326, 600 363, 300	328, 400 364, 100	330, 100 364, 800	331,800 365,500	332, 900 366, 100	334, 000 366, 700	335, 100 367, 300	336, 200 367, 900	338, 000 369, 100	338, 900 369, 600	339, 700 370, 100	340, 600 370, 600	341, 500 371, 100	342, 300 371, 600	343, 100 372, 100	343, 700 372, 600	344, 300 373, 100	344, 900 373, 600	345, 500 374, 100	346,000 374,600	346, 500 375, 100
273,600 313,400 355,800	275, 500 315, 300 356, 900	277, 600 317, 200 358, 000	279, 300 319, 100 359, 200	281,000 321,000 360,300	282, 700 322, 900 361, 400	284, 300 324, 800 362, 500	285, 900 326, 600 363, 300	287, 500 328, 400 364, 100	289, 100 330, 100 364, 800	290,700 331,800 365,500	292, 500 332, 900 366, 100	294, 200 334, 000 366, 700	296,000 335,100 367,300	297,800 336,200 367,900	301,000 338,000 369,100	302, 600 338, 900 369, 600	303, 900 339, 700 370, 100	305, 300 340, 600 370, 600	306, 700 341, 500 371, 100	308, 100 342, 300 371, 600	309, 500 343, 100 372, 100	310, 900 343, 700 372, 600	312, 300 344, 300 373, 100	313,600 344,900 373,600	314, 700 345, 500 374, 100	315,700 346,000 374,600	316, 700 346, 500 375, 100
227, 400   273, 600   313, 400   355, 800   371, 800	315, 300 356, 900	317, 200 358, 000	319, 100 359, 200	321,000 360,300	322, 900 361, 400	324, 800 362, 500	326, 600 363, 300	328, 400 364, 100	330, 100 364, 800	331,800 365,500	292, 500 332, 900 366, 100	294, 200 334, 000 366, 700	335, 100 367, 300	297,800 336,200 367,900	338, 000 369, 100	338, 900 369, 600	339, 700 370, 100	340, 600 370, 600	341, 500 371, 100	342, 300 371, 600	343, 100 372, 100	343, 700 372, 600	344, 300 373, 100	344, 900 373, 600	345, 500 374, 100	346,000 374,600	346, 500 375, 100

394, 700	395, 300	396, 000	396, 700	397, 400	398,000	398, 600	399, 100	399, 600	400, 100	400,600	401,100	401,600	402,000	402, 400	402, 800	403, 300	403, 700	404, 100	404, 500	404, 900	405, 300	405,700	406, 100	406, 400	406,800	407, 200	407, 600	407, 900	
375, 900	376,300	376,700	377, 100	377,500	377,900	378,300	378,600	378,900	379,300	379, 700	380,000	380,300	380,700	381, 100	381, 400	381,700	382, 100	382, 400	382, 700	383,000	383, 300	383, 600	383, 900	384, 100	384, 400	384,700	384,900	385, 100	
347, 500	347, 900	348, 200	348, 500	348, 800	349, 100	349, 400	349, 700	350, 000	350, 300	350, 600	350, 900	351, 200	351, 500	351,800	352, 100	352, 300	352, 600	352, 900	353, 100	353, 300	353, 600	353, 900	354, 100	354, 300	354, 600	354,800	355,000	355, 200	
318, 500	319, 200	319, 900	320, 600	321, 300	322, 000	322, 700	323, 300	323, 900	324, 400	324, 900	325, 400	326,000	326, 500	327,000	327, 500	328,000													
249, 100	249,600	250, 100	250,600	251,000	251,500	252,000	252, 500	252,900																					
82	98	87	88	68	06	91	92	93	94	98	96	26	86	66	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	
																													_
394, 700	395, 300	396, 000	396, 700	397, 400	398, 000	398, 600	399, 100	399, 600	400, 100	400, 600	401, 100	401, 600	402, 000	402, 400	402, 800	403, 300	403, 700	404, 100	404, 500	404, 900	405, 300	405, 700	406, 100	406, 400	406, 800	407, 200	407, 600	407, 900	
375,900 39	376,300 39	376,700 39	377, 100 39	377,500 39	377,900 39	378, 300   39	378, 600 39	378, 900 39	379,300 40	379, 700 40	380,000 40	380, 300 40	380,700 40	381, 100 40	381,400 40	381,700 40	382, 100 40	382, 400 40	382,700 40	383,000 40	383, 300 40	383,600 40	383,900 40	384, 100 40	384, 400 40	384,700 40	384, 900 40	385, 100 40	
347, 500	347, 900	348, 200	348, 500	348, 800	349, 100	349, 400	349, 700	350, 000	350, 300	350, 600	350, 900	351, 200	351, 500	351, 800	352, 100	352, 300	352, 600	352, 900	353, 100	353, 300	353, 600	353, 900	354, 100	354, 300	354, 600	354, 800	355, 000	355, 200	
318, 500	319,200	319,900	320,600	321,300	322,000	322,700	323, 300	323,900	324,400	324,900	325,400	326,000	326, 500	327,000	327,500	328,000													
249, 100	249,600	250, 100	250, 600	251,000	251, 500	252,000	252, 500	252, 900																					
85	98	87	88	68	06	91	92	93	94	92	96	26	86	66	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	

385, 700 385, 900	385, 900		356, 300 386, 100 409, 800	356, 500 386, 300 410, 200	356, 700 386, 500 410, 600	356, 900 386, 700 410, 900	357, 100	357, 300	357, 500	357, 700	357,900	358, 100	358, 200	358, 300	358, 500	358, 700	358, 800	358, 900	359, 100	359, 300	359, 400	359, 500	[略] [略] [略] [略] [略]	
	355,	356,	356,	356,	356,	356,	357,	357,	357,	357,	357,	358,	358,	358,	358,	358,	358,	358,	359,	359,	359,	359,	[	
	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	[學]	備考 [略]
																							[略] [略]	
	409, 100	409, 400	409, 800	410, 200	410,600	410,900																	[暑]	
	385, 700	385,900	386, 100	386, 300	386, 500	386, 700																	[殿]	
	355, 900	356, 100	356, 300	356, 500	356, 700	356, 900	357, 100	357, 300	357, 500	357, 700	357, 900	358, 100	358, 200	358, 300	358, 500	358, 700	358, 800	358, 900	359, 100	359, 300	359, 400	359, 500	[婦]	
																							[略]	
011	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137		[월]
																							[월]	編

	milet The Control	E/7 1	E/, (	E)	ш/, т		misk when when	E.,	E/ C	E/	ш/,
や凶の回盤	職務の級	1級	2 級	3 級	4 級	や凶の目離	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
3	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		吊給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
地方公務員法		E	E	E	E	地方公務員法		E	E	E	E
第 28 条の 4 第	1	139,000	143, 100	204, 300	241, 100	第 28 条の 4 第	П	135,000	139, 100	202,000	239, 700
1項、第28条	2	140, 100	144,200	206, 400	242,900	1項、第28条	2	136, 100	140,200	204, 100	241,600
の5第1項又	က	141,200	145,300	208, 500	244,700	の5第1項又	က	137, 200	141,300	206, 200	243, 500
は第28条の6	4	142,300	146, 400	210,600	246, 500	は第28条の6	4	138, 300	142, 400	208, 300	245, 300
第1項若しく	22	143,300	147, 400	212,500	248, 200	第1項若しく	5	139, 300	143, 400	210, 200	247, 100
は第2項の規	9	144, 400	148, 500	214,300	250,000	は第2項の規	9	140, 400	144, 500	212,000	249,000
定により採用	7	145, 500	149,600	216, 100	251,800	定により採用	7	141,500	145,600	213,800	250,800
された職員(以	<sub>∞</sub>	146,600	150,700	217,900	253,600	された職員(以	<sub>∞</sub>	142,600	146, 700	215,600	252,600
下「再任用職	6	147,600	151,700	219, 700	255, 300	下「再任用職	6	143,600	147,700	217, 400	254, 400
員」という。)	10	148,700	152,800	221,300	257,100	員」という。)	10	144,700	148,800	219,000	256, 200
以外の職員	111	149,800	153,900	222, 900	258,900	以外の職員	11	145,800	149,900	220,600	258,000
	12	150,900	155,000	224, 400	260,700		12	146,900	151,000	222, 200	259,800
	13	151,900	156, 300	225, 900	262, 500		13	147,900	152, 300	223,800	261,700
	14	153,000	157,500	227, 400	264, 400		14	149,000	153, 500	225, 300	263, 700
	15	154, 100	158,700	228,900	266, 300		15	150, 100	154,700	226,800	265,600
	16	155, 200	159,800	230,400	268, 200		16	151,200	155,900	228, 300	267,500
	17	156,300	160,900	232,000	270,100		17	152,300	157,000	229, 900	269, 400
	18	157,500	162, 200	233, 500	271,800		18	153, 500	158,400	231,500	271,200
	19	158,700	163, 500	235,000	273, 500		19	154,700	159,800	233, 100	273, 100
	20	159,800	164,800	236, 500	275, 200		20	155,900	161,200	234,600	275,000
	21	160,900	166, 200	237,900	277,000		21	157,000	162,600	236, 100	276,900
	22	162,200	167,700	239, 200	278,900		22	158, 400	164, 200	237, 500	278,900
	23	163, 500	169, 200	240,500	280,900		23	159,800	165,900	238, 900	280,900
	24	164,800	170,700	241,800	282, 900		24	161,200	167,600	240, 300	282,900
	25	166, 200	172, 200	243, 200	284,800		25	162,600	169, 200	241,800	284,800
						_					

,, 000 200, 500	246,700 290,300	248, 400 292, 100	250, 100 293, 900	251,800 295,600	253,500 297,300	255, 200 299, 000	257,000 300,700	258, 800 302, 400	260,600 304,100	262, 400 305, 900	264, 300 307, 700	266, 100 309, 500	267,900 311,200	269,700 312,900	271, 500 314, 700	273, 300 316, 400	275, 100 318, 100	276,900 319,800	278,700 321,400	280, 500 323, 000	282, 200 324, 500	283, 900 326, 000	285,700 327,600	287, 400 329, 100	289,100 330,600	290, 800 332, 100	292, 500 333, 400	294, 200 334, 700	295 900 335 900
172,600 245,000	174,300 246	175,900 248	177,600 250	179, 300 251	181,000 253	182,600 255	184,300 257	186,000 258	187,700 260	189, 400 262	191,100 264	192, 900 266	194,700 267	196, 500 269	198,700 271	200,900 273	203,000 275	205,100 276	207,000 278	208,900 280	210,700 282	212, 500 283	214, 300 285	216, 100 287	217,900 289	219, 500 290	221, 200 292	222, 900 294	207 600
165,900	167,600	169, 200	170,900	172,600	174,300	175,900	177,600	179,300	181,000	182,600	184,300	186,000	187,700	189, 400	191, 100	192,900	194,700	196, 500	197,900	199,300	200,700	202, 100	203, 300	204, 500	205, 700	206,900	207,900	209,000	910 100
27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	20	51	52	53	54	55	u u
288, 500	290, 300	292, 100	293, 900	295, 600	297, 300	299,000	300, 700	302, 400	304, 100	305, 900	307, 700	309, 500	311, 200	312, 900	314,700	316, 400	318, 100	319,800	321, 400	323,000	324, 500	326,000	327,600	329, 100	330, 600	332, 100	333, 400	334, 700	335 000
246,200	247,800	249, 400	251,000	252,700	254, 400	256,000	257,800	259,600	261, 400	263,000	264,800	266, 500	268, 200	270,000	271,700	273,500	275, 100	276,900	278,700	280, 500	282, 200	283,900	285,700	287, 400	289, 100	290,800	292, 500	294, 200	995 900
175,600	177,300	178,900	180,600	182,300	184,000	185,600	187,300	189,000	190,700	192, 400	194, 100	195, 900	197,700	199, 400	201,600	203,800	205,900	208,000	209, 700	211,400	213, 100	214,900	216,600	218,300	220,000	221,700	223, 400	225,000	009 966
169,200	170,700	172,200	173,900	175,600	177,300	178,900	180,600	182,300	184,000	185,600	187,300	189,000	190,700	192, 400	194, 100	195,900	197,700	199, 400	200,800	202, 100	203, 400	204,700	205,700	206,900	208, 100	209,300	210,300	211,400	919 400
27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	22	n n

297, 500	337, 100	57	211, 200	226, 300	297, 500	
299, 200	338,300	28	212, 100	227,900	299, 200	338, 300
300, 900	339, 400 340, 500	59	213,000 213,900	229, 500 231, 100	300, 900	339, 400
304, 100	341,600	61	214,700	232, 700	304, 100	341,600
305, 800	342,400	62	215,500	234, 200	305,800	342, 400
307,500	343,200	63	216,300	235,700	307, 500	343,200
309, 100	343,900	64	217,000	237, 200	309, 100	343,900
310,700	344,600	65	217,700	238,800	310,700	344,600
312, 200	345,100	99	218,500	240,300	312, 200	345, 100
313,700	345,600	29	219,300	241,800	313,700	345,600
315,200	346, 100	89	220, 100	243, 400	315, 200	346, 100
316,700	346,600	69	220,900	245,000	316,700	346,600
318, 200	347,000	70	221,600	246,600	318, 200	347,000
319,700	347,400	71	222, 300	248, 300	319,700	347,400
321,200	347,800	72	223,000	250,000	321, 200	347,800
322,600	348, 200	73	223,700	251,700	322,600	348, 200
324,000	348,600	74	224, 400	253, 500	324,000	348,600
325, 400	349,000	75	225, 100	255, 200	325, 400	349,000
326,800	349,400	92	225,800	256, 900	326,800	349,400
328, 200	349,700	7.7	226, 400	258,600	328, 200	349,700
328,800	350, 100	78	227, 100	260,300	328,800	350, 100
329, 400	350, 500	42	227,800	262,000	329, 400	350, 500
330,000	350,800	08	228, 500	263, 700	330,000	350,800
330, 500	351, 100	81	229, 100	265, 300	330, 500	351, 100
331,000	351,400	85	229,800	266,900	331,000	351,400
331, 500	351,700	83	230, 500	268, 500	331,500	351,700
331,900	352,000	84	231, 100	270, 100	331,900	352,000
332, 300	352,300	82	231,700	271,700	332, 300	352,300
200	020	0	000 000	000 000	002 666	352 600

87 233,	233, 400 275, 100	333, 100	352,900	28	232,900	274,900	333, 100	352,900
88 233,	233,900 276,400	333, 500	353, 100	88	233, 500	276,400	333, 500	353, 100
89 234,	234, 300 277, 900	333, 800	353, 300	68	234,000	277,900	333,800	353, 300
90 234,	234,800 279,400	334, 100	353,600	06	234,600	279, 400	334, 100	353,600
91 235,	235, 300 280, 900	334, 400	353,800	91	235, 100	280,900	334, 400	353,800
92 235,	235,600 282,300	334,700	354,000	92	235,600	282,300	334,700	354,000
93 236,	236,100 283,700	334,900	354, 200	93	236, 100	283,700	334,900	354, 200
94 236,	236,500 285,000	335, 100	354, 400	94	236, 500	285,000	335, 100	354, 400
95 236,	236,800 286,300	335, 300	354,600	95	236,800	286,300	335, 300	354,600
96 237,	237, 100 287, 500	335, 500	354,800	96	237, 100	287,500	335, 500	354,800
97 237,	237, 400 288, 700	335,700	355,000	26	237, 400	288,700	335, 700	355,000
98 237,	237,800 290,000		355, 200	86	237,800	290,000		355, 200
99 238,	238, 100 291, 200		355, 400	66	238, 100	291,200		355, 400
100 238,	238, 400 292, 400		355,600	100	238, 400	292, 400		355,600
101 238,	238,700 293,600		355, 700	101	238, 700	293,600		355,700
102 239,	239,000 294,800		355,900	102	239,000	294,800		355,900
103 239,	239, 300 295, 900		356, 100	103	239, 300	295, 900		356, 100
104 239,	239,600 297,000		356, 300	104	239,600	297,000		356, 300
105 239,	239, 900 298, 100		356, 400	105	239, 900	298, 100		356, 400
106	298, 900		356,600	106		298, 900		356,600
107	299, 700		356,800	107		299, 700		356,800
108	300, 500		356,900	108		300, 500		356, 900
109	301, 200		357,000	109		301,200		357,000
110	301,800		357, 200	110		301,800		357,200
111	302, 400		357, 300	111		302, 400		357, 300
112	302, 900		357,400	112		302,900		357,400
113	303, 400		357,500	113		303, 400		357,500
114	303, 900		357,700	114		303,900		357,700
115	304, 400		357,800	115		304,400		357,800
116	000		357 900	118		000 100		957 000

358, 000				[		
				[婦]		
305, 400 305, 900 306, 400	305, 800 307, 200 307, 600	308,000	308, 400	[曜]		
				[婦]		
118	120 121 122	123	124 125		[월]	
				[智]	編集	
358, 000				[場]		
				[報]		
305, 400 305, 900 306, 400	305, 800 307, 200 307, 600	308, 000	308, 400 308, 800	[舉]		
				[報]		
118	120 121 122	123	124 125		<b></b>	
				[報]	術	

附則

(施行期日等)

- 第1条 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の神戸市水道局企業職員の給与に関する規程(以下 「改正後の給与規程」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の給料及 びこれに相当する同項第2号に規定する会計年度任用職員の給料は、改正後の 給与規程の規定にかかわらず、令和4年11月30日までの間は、なお従前の例に よる。

(給与等の内払)

第2条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の神戸市水道局企業職員の給与に関する規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程の一部を改正する規程 をここに公布する。

令和 4 年 12 月 7 日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第20号

神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程の一部を改正す る規程

第1条 神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程(昭和41年12月 水道管理規程第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及 び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改 正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 (期末手当) (期末手当)

#### 第3条 [略]

期末手当の額は、算定基礎額に10 0分の120 (管理職手当の支給に関す る規程(昭和41年12月神戸市水道管 理規程第19号) 別表の支給区分欄の 甲及び乙の適用を受ける職にある者 (以下「特定幹部職員」という。) にあつては、100分の100、特定任期 付職員(地方公共団体の一般職の任 期付職員の採用に関する法律(平成

#### 第3条 [略]

2 期末手当の額は、算定基礎額に10 0分の120 (管理職手当の支給に関す る規程(昭和41年12月神戸市水道管 理規程第19号) 別表の支給区分欄の 甲及び乙の適用を受ける職にある者 (以下「特定幹部職員」という。) にあつては、100分の100、特定任期 付職員(地方公共団体の一般職の任 期付職員の採用に関する法律(平成

14年法律第48号)第3条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)にあつては100分の225)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間(職員として在職した期間をいう。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$  「略]

 $3 \sim 12$  「略]

(勤勉手当)

#### 第 4 条 [略]

- 2 勤勉手当の額は、基準日以前6箇 月以内の期間におけるその者の勤務 成績に企業の経営状況その他の事情 を考慮して、算定基礎額に、100分 の105(特定幹部職員にあつては、10 0分の125)を乗じて得た額に管理者 が定める割合を乗じて得た額とす る。
- 3 再任用職員に対する前項の規定の 適用については、同項中「100分の1 05(特定幹部職員にあつては、100分 の125)」とあるのは、「100分の50 (特定幹部職員にあつては、100分の 60)」とする。

4~6 [略]

14年法律第48号)第3条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)にあつては100分の215)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間(職員として在職した期間をいう。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$  「略]

 $3 \sim 12$  「略]

(勤勉手当)

#### 第 4 条 [略]

- 2 勤勉手当の額は、基準日以前6箇 月以内の期間におけるその者の勤務 成績に企業の経営状況その他の事情 を考慮して、算定基礎額に、100分 の95(特定幹部職員にあつては、100 分の115)を乗じて得た額に管理者が 定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 再任用職員に対する前項の規定の 適用については、同項中「100分の9 5(特定幹部職員にあつては、100分 の115)」とあるのは、「100分の45 (特定幹部職員にあつては、100分の 55)」とする。

4~6 [略]

第2条 神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第2条による改 正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号にお いて「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後

第2条による改正前

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸市営企業 職員の給与の種類及び基準に関する 条例(昭和28年3月条例第5号)第11 条及び第11条の2の規定に基づき、 水道局企業職員で常時勤務を要する もの及び地方公務員法(昭和25年法 律第261号)第22条の4第1項に規定 する短時間勤務の職を占める職員

\_\_\_\_\_に支給する期末手当及び勤勉 手当に関して必要な事項を定めるも のとする。

(期末手当)

#### 第3条「略]

2 期末手当の額は、算定基礎額に10 0分の120 (管理職手当の支給に関す (趣旨)

第1条 この規程は、神戸市営企業 職員の給与の種類及び基準に関する 条例(昭和28年3月条例第5号)第11 条及び第11条の2の規定に基づき、 水道局企業職員で常時勤務を要する もの及び地方公務員法(昭和25年法 律第261号)<u>第28条の5第1項</u>に規定 する短時間勤務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務職員」と いう。)に支給する期末手当及び勤 勉手当に関して必要な事項を定める ものとする。

(期末手当)

### 第3条 [略]

2 期末手当の額は、算定基礎額に10 0分の120 (管理職手当の支給に関す

る規程 (昭和41年12月神戸市水道管 理規程第19号) 別表の支給区分欄の 甲及び乙の適用を受ける職にある者 (以下「特定幹部職員」という。) にあつては、100分の100、特定任期 付職員(地方公共団体の一般職の任 期付職員の採用に関する法律(平成 14年法律第48号)第3条第1項の規 定により採用された職員をいう。以 下同じ。) にあつては100分の220) を乗じて得た額に、基準日以前6箇 月以内の期間におけるその者の在職 期間(職員として在職した期間をい う。)の次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める割合を乗じて 得た額とする。

 $(1) \sim (4)$  [略]

3 地方公務員法第22条の4第1項の 規定により採用された職員(以下 「定年前再任用短時間勤務職員」と いう。)に対する前項の規定の適用 については、同項中「100分の120」 とあるのは「100分の67.5」と、「1 00分の100」とあるのは「100分の5 7.5」とする。

4~12 [略]

(勤勉手当)

第 4 条 [略]

る規程(昭和41年12月神戸市水道管 理規程第19号)別表の支給区分欄の 甲及び乙の適用を受ける職にある者 (以下「特定幹部職員」という。) にあつては、100分の100、特定任期 付職員(地方公共団体の一般職の任 期付職員の採用に関する法律(平成 14年法律第48号)第3条第1項の規 定により採用された職員をいう。以 下同じ。) にあつては100分の225) を乗じて得た額に、基準日以前6箇 月以内の期間におけるその者の在職 期間(職員として在職した期間をい う。)の次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める割合を乗じて 得た額とする。

 $(1) \sim (4)$  [略]

3 法第28条の4第1項、第28条の5第1 項又は第28条の6第1項若しくは第2 項の規定により採用された職員(以 下「再任用職員」という。)に対す る前項の規定の適用については、同 項中「100分の120」とあるのは「10 0分の67.5」と、「100分の100」と あるのは「100分の57.5」とする。

4~12 [略]

(勤勉手当)

第 4 条 [略]

- 2 勤勉手当の額は、基準日以前6箇 月以内の期間におけるその者の勤務 成績に企業の経営状況その他の事情 を考慮して、算定基礎額に、100分 の100(特定幹部職員にあつては、10 0分の120)を乗じて得た額に管理者 が定める割合を乗じて得た額とす る。
- 3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、 同項中「<u>100分の100</u>(特定幹部職員 にあつては、<u>100分の120</u>)」とある のは、「<u>100分の47.5</u>(特定幹部職員 にあつては、<u>100分の57.5</u>)」とする。

 $4 \sim 6$  「略]

第 5 条 [略]

- 2 第3条第1項後段及び前条第1項後段の規定により期末手当等の支給を受ける職員は、次に掲げる職員以外の職員とする。
- (1) 退職をし、若しくは失職をし、 又は死亡をした日において前項各号 のいずれかに該当する者
- (2) 退職をし、又は失職をした日から基準日までの間に神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例第23号)の適用を

- 2 勤勉手当の額は、基準日以前6箇 月以内の期間におけるその者の勤務 成績に企業の経営状況その他の事情 を考慮して、算定基礎額に、100分 の105(特定幹部職員にあつては、10 0分の125)を乗じて得た額に管理者 が定める割合を乗じて得た額とす る。
- 3 再任用職員に対する前項の規定の 適用については、同項中「100分の1 05(特定幹部職員にあつては、100分 の125)」とあるのは、「100分の50 (特定幹部職員にあつては、100分の 60)」とする。

4~6 [略]

第 5 条 [略]

- 2 第3条第1項後段及び前条第1項後 段の規定により期末手当等の支給を 受ける職員は、次に掲げる職員以外 の職員とする。
- (1) 退職をし、若しくは失職をし、 又は死亡をした日において前項各号 のいずれかに該当する者
- (2) 退職をし、又は失職をした日から基準日までの間に神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例第23号)の適用を

受ける職員又は地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員(臨時に雇用されている者又は非常勤の者(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)以外の本市に勤務する者に限る。)となった者

受ける職員又は地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員(臨時に雇用されている者又は非常勤の者(再任用短時間勤務職員を除く。)以外の本市に勤務する者に限る。)となつた者

#### 附則

(施行期日等)

- 第1条 この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程は、令和4年12月1日から適用する。

# 選挙管理委員会

#### 神戸市選告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を200の1

令和4年12月5日

神戸市選挙管理委員会 委員長 岩 田 嘉 晃

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 \_\_\_25,052\_
- 2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 208,765
- 3 選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

256, 574

4 神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

東	灘	区	57,909_
灘		区	36, 162
中	央	区	37, 021
兵	庫	区	30, 304
北		区	59,745_
長	田	区	26, 087
須	磨	区	44, 466
垂	水	区	59, 725
西		区	66, 114

# 人事委員会

神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月7日

神戸市人事委員会 委員長 芝 原 貴 文

神戸市人事委員会規則第4号

神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則(昭和32年12月人委規則第11号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(地域手当)	(地域手当)
第 5 条 の 2 [略]	第 5 条 の 2 [略]

- 2 [略]
- 3 職員が現に受ける給料(条例第10 条の4の規定による調整額を含む。)の月額がその者の年齢に対応する次の表に掲げる金額に達しないときは、条例第8条の2第4項の規定に基づき、その達しない額に相当する額(その額が17,000円を超えるときは、17,000円)を同条第2項に
- 2 [略]
  - 3 職員が現に受ける給料(条例第10条の4の規定による調整額を含む。)の月額がその者の年齢に対応する次の表に掲げる金額に達しないときは、条例第8条の2第4項の規定に基づき、その達しない額に相当する額(その額が17,000円を超えるときは、17,000円)を同条第2項に

規定する額に加算して支給することができる。この場合において、現に加算を受ける者が昇給し、又は年齢が増加して支給額を改定するときは、それぞれその者が昇給し、又は年齢が増加した日以後における7月

1日から行うものとする。

年齢	金額	年齢	金額	年齢	金額
15 歳 以上 16 歳未満	<u>144,</u> <u>400</u> 円	22歳 2月 以上 23歳 未満	<u>162,</u> <u>900</u> 円	28	<u>189,</u> <u>300</u> 円
16 歳 以上 17 歳未満	<u>146,</u> <u>600</u> 円	23 歳 以上 23 歳 10 月 未満	<u>165,</u> <u>500</u> 円	29 歳 8 以 30 よ 6 未	<u>193,</u> <u>100</u> 円
17歳以上18歳未満	<u>148,</u> <u>700</u> 円	23歳 10月 以上 24歳 8月 未満	<u>168,</u> <u>700</u> 円	30 歳6以31 よ4 末	<u>197,</u> <u>000</u> 円
18歳 以上18 歳10 月未満	<u>150,</u> <u>900</u> 円	24歳 8月 以上 6月 未満	<u>172,</u> <u>100</u> 円	31 歳4 以32 未 月 満	<u>200,</u> <u>900</u> 円
18歳 10月以 上19 歳8月 未満	<u>153,</u> <u>000</u> 円	25歳 6月 以上 26歳 4月 未満	<u>175,</u> <u>400</u> 円	32 歳2 月以 上33 歳未満	<u>204,</u> <u>200</u> 円

規定する額に加算して支給することができる。この場合において、現に加算を受ける者が昇給し、又は年齢が増加して支給額を改定するときは、それぞれその者が昇給し、又は年齢が増加した日以後における7月

1日から行うものとする。

		ŕ	とする	0 H-V	\ #\#\
年齢	金額	年齢	金額	年齢	金額
15 歳 以上 16 歳未満	<u>140,</u> <u>400</u> 円	22歳 2月 以上 23歳 未満	<u>159,</u> <u>100</u> 円	28 歳 10 月 上 歳 月 満	<u>186,</u> <u>300</u> 円
16 歳 以上 17 歳未満	<u>142,</u> <u>600</u> 円	23 歳 以上 23 歳 10 月 未満	<u>161,</u> <u>900</u> 円	29 歳8 月20 歳月 上歳6 月満	<u>190,</u> <u>100</u> 円
17 歳 以上 18 歳未満	<u>144,</u> <u>700</u> 円	23歳 10月 以上歳 8月 未満	<u>165,</u> <u>300</u> 円	30 歳月上歳月満	<u>194,</u> <u>000</u> 円
18歳 以上18 歳10 月未満	<u>146,</u> <u>900</u> 円	24歳8月以上歳6月末	<u>169,</u> <u>000</u> 円	31 歳4以32 歳月上歳月満	<u>197,</u> <u>900</u> 円
18歳 10月以 上19 歳8月 未満	<u>149,</u> <u>000</u> 円	25 歳 6月 以上 26 歳 4月 未満	<u>172,</u> <u>400</u> 円	32 歳2 月以 上33 歳未 満	<u>201,</u> <u>300</u> 円

19歳 8月以 上20 歳6月 未満	<u>155,</u> <u>200</u> 円	26 歳 4月 以上 27 歳 2月 未満	<u>179,</u> <u>000</u> 円	33 歳以 上33 歳10 月未 満	206, 800 円
20 歳 6月以 上21 歳4月 未満	<u>157,</u> <u>900</u> 円	27 歳 2月 以上 28 歳 未満	<u>182,</u> <u>400</u> 円	33 歳10 月34 歳 月 歳 月 満	<u>209,</u> <u>200</u> 円
21 歳 4月以 上 22 歳 2月 未満	<u>160,</u> <u>500</u> 円	28 歳 以上 28 歳 10 月 未満	<u>186,</u> <u>000</u> 円	34 歳8 月以 上	<u>211,</u> 800 円

4~5 [略]

別表 (第5条の3関係)

ア 教育職給料表(2)

職	調整額
務	
0	
級	
1	8,600円。ただし、1号給にあっ
級	ては <u>6,646円</u> 、2号給にあっては
	<u>6,696円</u> 、3号給にあっては <u>6,74</u>
	<u>5円</u> 、4号給にあっては <u>6,795円</u> 、
	5 号給にあっては <u>6,849円</u> 、6 号
	給にあっては <u>6,912円</u> 、7号給に
	あっては <u>6,975円</u> 、8号給にあっ
	ては <u>7,038円</u> 、9号給にあっては
	<u>7,096円</u> 、10号給にあっては <u>7,15</u>
	<u>9円</u> 、11号給にあっては <u>7,222円</u> 、
	12号給にあっては <u>7,285円</u> 、13号
	給にあっては <u>7,344円</u> 、14号給に
	あっては <u>7,416円</u> 、15号給にあっ
	ては <u>7,488円</u> 、16号給にあっては

		26 歳		33	
19歳 8月以 上20 歳6月 未満	151, 200	20 <sub>8</sub> 4月 以上 27 <sub>8</sub> 2月 未満	<u>176,</u> <u>000</u> 円	3	<u>204,</u> <u>100</u> <u>円</u>
20 歳 6月以 上 21 歳 4月 未満	153, 900	27 歳 2月 以上 28 歳 未満	<u>179,</u> <u>400</u> 円	33 歳10 月上34 歳月 満	<u>206,</u> <u>800</u> 円
21 歳 4月以 上 22 歳 2月 未満	156, 600	28 歳 以上 28 歳 10 月 未満	<u>183,</u> <u>000</u> 円	34 歳8 月以 上	<u>209,</u> <u>400</u> <u>円</u>

4~5 [略]

職

別表 (第5条の3関係)

ア 教育職給料表(2)

,,,,	.,
務	
0	
級	
1	8,600円。ただし、1号給にあっ
級	ては <u>6,448円</u> 、2号給にあっては
	<u>6,498円</u> 、3号給にあっては <u>6,54</u>
	<u>7円</u> 、4号給にあっては <u>6,597円</u> 、
	5 号給にあっては <u>6,651円</u> 、6 号
	給にあっては <u>6,714円</u> 、7号給に
	あっては <u>6,777円</u> 、8号給にあっ
	ては <u>6,840円</u> 、9号給にあっては
	<u>6,898円</u> 、10号給にあっては <u>6,96</u>
	<u>1円</u> 、11号給にあっては <u>7,024円</u> 、
	12号給にあっては <u>7,087円</u> 、13号
	給にあっては <u>7,146円</u> 、14号給に
	あっては <u>7,218円</u> 、15号給にあっ
	ては <u>7,290円</u> 、16号給にあっては

調整額

7,560円、17号給にあっては7,63 2円、18号給にあっては7,708円、 19号給にあっては7,785円、20号 給にあっては7,857円、21号給に あっては7,924円、22号給にあっては8,005円、23号給にあっては8,005円、23号給にあっては8,16 3円、25号給にあっては8,244円、 26号給にあっては8,325円、27号 給にあっては8,406円、28号給に あっては8,406円、29号給にあっては8,563円

10,600円。ただし、1 号給にあっ ては<u>8,176円</u>、2号給にあっては 8,257円、3号給にあっては8,33 8円、4号給にあっては8,424円、 5 号給にあっては8,505円、6 号 給にあっては8,590円、7号給に あっては<u>8,676円</u>、8号給にあっ ては8,761円、9号給にあっては 8,847円、10号給にあっては8,93 7円、11号給にあっては9,027円、 |12号給にあっては9,117円、13号 給にあっては9,202円、14号給に あっては<u>9,297円</u>、15号給にあっ ては9,387円、16号給にあっては 9,477円、17号給にあっては9,56 7円、18号給にあっては9,648円、 19号給にあっては9,729円、20号 給にあっては9,810円、21号給に あっては<u>9,882円</u>、22号給にあっ ては<u>9,976円</u>、23号給にあっては 10,071円、24号給にあっては10, 165円、25号給にあっては10,260 円、26号給にあっては10,354円、 27号給にあっては10,449円、28

7,362円、17号給にあっては7,43 4円、18号給にあっては7,510円、 19号給にあっては7,587円、20号 給にあっては7,663円、21号給に あっては7,731円、22号給にあっ ては7,816円、23号給にあっては 7,902円、24号給にあっては7,98 3円、25号給にあっては8,064円、 26号給にあっては8,149円、27号 給にあっては8,230円、28号給に あっては8,311円、29号給にあっては 8,397円、30号給にあっては 8,482円、31号給にあっては8,56

10,600円。ただし、1号給にあっ 級 ては8,094円、2号給にあっては <u>8,175円</u>、3号給にあっては<u>8</u>,26 1円、4号給にあっては8,346円、 5 号給にあっては8,432円、6 号 給にあっては8,518円、7号給に あっては8,603円、8号給にあっ ては8,689円、9号給にあっては 8,778円、10号給にあっては8,86 8円、11号給にあっては8,958円、 12号給にあっては9,048円、13号 給にあっては9,138円、14号給に あっては<u>9,233円</u>、15号給にあっ ては9,323円、16号給にあっては 9,413円、17号給にあっては9,50 4円、18号給にあっては9,584円、 19号給にあっては9,666円、20号 給にあっては9,750円、21号給に あっては<u>9,836円</u>、22号給にあっ ては9,931円、23号給にあっては 10,025円、24号給にあっては10, 120円、25号給にあっては10,214 円、26号給にあっては10,309円。 27号給にあっては10,403円、28

	号給にあっては <u>10,543円</u>
	[略]
略]	

調整額

#### イ 教育職給料表(3)

職

級

務	
0	
級	
1	7,900円。ただし、1号給にあっ
級	ては <u>6,624円</u> 、2号給にあっては
	<u>6,682円</u> 、3号給にあっては <u>6,74</u>
	1円、4号給にあっては6,799円、
	5 号給にあっては <u>6,853円</u> 、6 号
	<u></u> 給にあっては <u>6,912円</u> 、7号給に
	 あっては <u>6,970円、</u> 8号給にあっ
	ては7,033円、9号給にあっては
	<u>6円、11号給にあっては7,204円、</u>
	12号給にあっては7,263円、13号
	給にあっては7,326円、14号給に
	あっては <u>7,398円</u> 、15号給にあっ
	ては7,465円、16号給にあっては
	7,537円、17号給にあっては7,60
	<u>0円</u> 、18号給にあっては <u>7,672円</u> 、
	19号給にあっては7,744円、20号
	給にあっては <u>7,812円</u> 、21号給に
	あっては7,884円
0	0 000円 ただ! 1 日外によ

9,800円。ただし、1号給にあっ ては7,398円、2号給にあっては <u>7,479円</u>、3号給にあっては<u>7,56</u> 0円、4号給にあっては<u>7,641円</u>、 |5 号給にあっては<u>7,713円</u>、6 号| 給にあっては<u>7,798円</u>、7号給に あっては<u>7,884円</u>、8号給にあっ ては<u>7,965円</u>、9号給にあっては

		号給にあっては <u>10,498円、</u>	29号
		給にあっては10,592円	
	[	[略]	
H	佫]		

教育職給料表(3)					
職	調整額				
務					
0					
級					
1	<u>7,800円</u> 。ただし、1号給にあっ				
級	ては <u>6,426円</u> 、2号給にあっては				
	<u>6,484円</u> 、3号給にあっては <u>6,54</u>				
	<u>3円、4号給にあっては6,601円</u> 、				
	5 号給にあっては <u>6,655円</u> 、6 号				
	給にあっては <u>6,714円</u> 、7号給に				
	あっては <u>6,772円</u> 、8号給にあっ				
	ては <u>6,835円</u> 、9号給にあっては				
	<u>6,889円</u> 、10号給にあっては <u>6,94</u>				
	<u>8円、11号給にあっては7,006円</u> 、				
	12号給にあっては <u>7,065円</u> 、13号				
	給にあっては <u>7,128円</u> 、14号給に				
	あっては <u>7,200円</u> 、15号給にあっ				
	ては <u>7,267円</u> 、16号給にあっては				
	<u>7,339円</u> 、17号給にあっては <u>7,40</u>				
	<u>2円</u> 、18号給にあっては <u>7,474円</u> 、				
	19号給にあっては <u>7,546円</u> 、20号				
	給にあっては <u>7,618円</u> 、21号給に				
	あっては7,690円、22号給にあっ				
	ては7,776円				
2	9,800円。ただし、1号給にあっ				
級	ては <u>7,200</u> 円、2号給にあっては				

<u>7,281円</u>、3号給にあっては<u>7,36</u> 2円、4号給にあっては7,443円、 |5 号給にあっては<u>7,515円</u>、6 号| 給にあっては<u>7,600円</u>、7号給に あっては<u>7,686円</u>、8号給にあっ ては<u>7,767円</u>、9号給にあっては

8,050円、10号給にあっては8,12 7円、11号給にあっては8,208円。 12号給にあっては8,289円、13号 給にあっては8,374円、14号給に あっては<u>8,451円</u>、15号給にあっ ては8,532円、16号給にあっては 8,613円、17号給にあっては8,69 4円、18号給にあっては8,779円、 19号給にあっては8,865円、20号 給にあっては8,950円、21号給に あっては<u>9,040円</u>、22号給にあっ ては<u>9,130円</u>、23号給にあっては 9,220円、24号給にあっては9,31 0円、25号給にあっては9,391円、 26号給にあっては9,486円、27号 給にあっては9,576円、28号給に あっては9,666円、29号給にあっ ては9,747円

[略]

7,852円、10号給にあっては7,93 8円、11号給にあっては8,023円、 12号給にあっては8,109円、13号 給にあっては8,194円、14号給に あっては<u>8,280円</u>、15号給にあっ ては8,365円、16号給にあっては 8,451円、17号給にあっては8,54 1円、18号給にあっては8,626円、 19号給にあっては8,712円、20号 給にあっては8,797円、21号給に あっては<u>8,887円</u>、22号給にあっ ては8,977円、23号給にあっては 9,067円、24号給にあっては9,15 7円、25号給にあっては9,247円、 26号給にあっては9,342円、27号 給にあっては9,436円、28号給に あっては9,531円、29号給にあっ ては<u>9,612円、30号給にあっては</u> 9,706円

略]

#### ウ 教育職給料表(5)

職

致

務	
$\mathcal{O}$	
級	
1	8,400円。ただし、1 号給にあっ
級	ては <u>7,281円</u> 、2号給にあっては
	<u>7,348円</u> 、3号給にあっては <u>7,41</u>
	<u>6円</u> 、4号給にあっては <u>7,483円</u> 、
	5 号給にあっては <u>7,560円</u> 、6 号
	給にあっては <u>7,645円</u> 、7号給に
	あっては <u>7,726円</u> 、8号給にあっ
	ては <u>7,807円</u> 、9号給にあっては
	<u>7,888円</u> 、10号給にあっては <u>7,98</u>
	<u>3円</u> 、11号給にあっては <u>8,073円</u> 、
	12号給にあっては <u>8,158円</u> 、13号

調整額

#### ウ 教育職給料表(5)

職

務の

級
1 8,400円。ただし、1号給にあっ級
ては7,083円、2号給にあっては7,150円、3号給にあっては7,285円、8円、4号給にあっては7,285円、5号給にあっては7,362円、6号給にあっては7,447円、7号給にあっては7,528円、8号給にあっては7,528円、8号給にあっては7,609円、9号給にあっては7,78
5円、10号給にあっては7,875円、12号給にあっては7,965円、13号

調整額

2

級

級

給にあっては<u>8,244円</u>、14号給に あっては8,338円

11,000円。ただし、1号給にあっ ては7,996円、2号給にあっては 8,091円、3号給にあっては8,18 5円、4号給にあっては8,280円、 5 号給にあっては8,370円、6 号 給にあっては8,464円、7号給に あっては8,559円、8号給にあっ ては8,653円、9号給にあっては <u>8,752円</u>、10号給にあっては<u>8,86</u> 9円、11号給にあっては<u>8,986円</u>、 12号給にあっては<u>9,103円</u>、13号 給にあっては<u>9,225円</u>、14号給に あっては9,301円、15号給にあっ ては<u>9,378円</u>、16号給にあっては 9,454円、17号給にあっては<u>9,53</u> 5円、18号給にあっては<u>9,607円</u>、 19号給にあっては9,679円、20号 給にあっては<u>9,751円</u>、21号給に あっては9,814円、22号給にあっ ては9,900円、23号給にあっては 9,985円、24号給にあっては10,0 71円、25号給にあっては10,138 円、26号給にあっては10,228円、 27号給にあっては10,318円、28 号給にあっては10,408円、29号 給にあっては10,494円、30号給 にあっては10,615円、31号給に あっては<u>10,737円</u>、32号給にあ っては10,858円、33号給にあっ ては10,975円

[略]

給にあっては<u>8,050円</u>、14号給に あっては<u>8,149円、15号給にあっ</u> ては8,248円、16号給にあっては 8,347円

11,000円。ただし、1号給にあっ ては7,798円、2号給にあっては 7,893円、3号給にあっては7,98 7円、4号給にあっては8,086円、 5 号給にあっては8,176円、6 号 給にあっては8,275円、7号給に あっては8,374円、8号給にあっ ては8,473円、9号給にあっては <u>8,572円</u>、10号給にあっては<u>8,69</u> 8円、11号給にあっては<u>8,820円</u>、 12号給にあっては8,941円、13号 給にあっては<u>9,072円</u>、14号給に あっては9,148円、15号給にあっ ては<u>9,225円</u>、16号給にあっては 9,301円、17号給にあっては9,38 2円、18号給にあっては<u>9,459円</u>、 19号給にあっては9,535円、20号 給にあっては9,607円、21号給に あっては9,688円、22号給にあっ ては9,774円、23号給にあっては 9,859円、24号給にあっては9,94 5円、25号給にあっては10,012 円、26号給にあっては10,102円、 27号給にあっては10,192円、28 号給にあっては10,282円、29号 給にあっては10,368円、30号給 にあっては10,489円、31号給に あっては<u>10,611円</u>、32号給にあ っては10,732円、33号給にあっ ては10,849円、34号給にあって は10,975円

[略]

略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

# 農業委員会

## 神戸市農業委員会告示第10号

農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号括弧書きの規定に基づき、別段の面積を定めたので、次のとおり告示する。

令和4年12月20日

神戸市農業委員会会長 前 中 悠 一

別段の面積を適用する区域	別段の面積
神戸市西区岩岡町岩岡字庄太夫場2988番1	2.63アール
神戸市北区淡河町勝雄字奥谷1915番	2.15アール
神戸市北区淡河町勝雄字奥谷1916番	1.59アール
神戸市北区山田町東下字野田北15番2	3.14アール
神戸市北区山田町東下字野田北15番4	3.85アール
神戸市西区平野町常本字西ノ口219番	1.39アール
神戸市西区平野町常本字西ノ口216番	0.75アール
神戸市西区平野町繁田字池ノ内126番	2.38アール
神戸市西区平野町繁田字池ノ内125番1	2.16アール
神戸市西区平野町繁田字池ノ内120番	1.55アール
上記以外の神戸市内全域	10アール